



JPX自主規制法人の年次報告 2026

JPX-R Annual Report 2026



目次

はじめに

01

I 自主規制法人の概要

02

- 1 金融商品取引所の自主規制の意義 03
- 2 日本取引所自主規制法人の組織体制 03
- 3 日本取引所自主規制法人の特色 05

II 市場を取り巻く環境変化及びそれに対する取組み

06

- 1 市場・社会環境の変化に即した上場審査の実施 07
- 2 上場管理業務の実効性確保と不祥事予防に向けた取組み 09
- 3 市場における違反行為等への対応 09
- 4 市場を取り巻く環境変化及び不公正取引の未然防止に向けた対応 10

III 2025年度の業務の実施状況

12

- 1 上場審査 13
 - ① 上場審査業務の概要 13
 - ② 上場審査の実施状況 15
 - ③ 上場審査結果の状況 15
 - ④ 情報受付件数 16
- 2 上場管理 17
 - ① 上場管理業務の概要 17
 - ② 上場管理の実施状況 18
 - ③ 上場会社の適格性維持のための審査結果の状況 19
 - ④ 情報受付件数 27
 - ⑤ 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み 28
- 3 考査 29
 - ① 考査業務の概要 29
 - ② 考査の実施状況 32
 - ③ 考査結果の状況 33
 - ④ 処分の実施状況 34
 - ⑤ 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査 34
 - ⑥ モニタリング実施状況 35
 - ⑦ 情報受付件数 35
 - ⑧ 考査員の考査スキル向上に向けた取組み 35
- 9 取引参加者へのサポート活動強化に向けた取組み 35
- 4 売買審査 36
 - ① 売買審査業務の概要 36
 - ② 売買審査の実施状況 38
 - ③ 売買審査結果の状況 39
 - ④ 情報受付件数 40
 - ⑤ マーケットの変化に即した売買審査体制の強化 40
 - ⑥ 海外自主規制機関等との連携強化等の取組み 40
- 5 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等 41
 - ① コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について 41
 - ② COMLEC等の活動状況 41
 - ③ 上場会社・取引参加者等からの相談受付 46
- 6 銘柄一覧 47
 - ① 新規上場等銘柄 47
 - ② 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄 51

法人概要

54

はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引所の自主規制業務を専門に行うため、2007年に日本取引所グループに設立された法人です。

当法人の使命は、東京証券取引所及び大阪取引所がわが国の中心的な金融商品市場としての社会インフラ機能を十全に発揮するため、的確に自主規制を実行し、市場の公正性、透明性に加え、市場に対する信頼性の確保・向上を図ることです。

そのためには両取引所との日常的な連携が不可欠ですが、株式会社である取引所の営利性と自主規制機能との間に利益相反が生じることも懸念されることから、当法人は、両取引所からの高い独立性が求められている特殊な立場にもあります。

近年、AIやブロックチェーン技術などのテクノロジーが急速に発展するなか、コーポレートガバナンス改革に伴う企業価値向上に向けた取組みやスタートアップの育成支援が進展しています。

一方、2025年度は、(株)オルツによる新規上場時の会計不正やニデック(株)の会計不正など、市場の信頼を揺るがしかねない会計不正事案が発覚しました。当法人ではオルツ事案の検証を行うとともに、IPO関係者と共に再発防止及びIPO市場の信頼確保に向けた議論を行い、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応」を公表しました。また、上場会社の内部統制強化の参考となるよう、過去の措置事例において策定された再発防止策を不祥事の発生原因や目的に応じて整理し、その要点を紹介するハンドブックを発行しました。

このほか、インターネット取引サービスにおける不正アクセス・不正取引による被害が発生したことを受け、取引参加者、関係当局と緊密に連携するとともに、日本取引所グループの関係部署とも協調し、売買審査上の対応を行いました。

このように、市場を取り巻く環境は日々変化しており、両取引所はもちろん、行政当局や国内外の関係機関とも緊密な連携を図りつつ的確に対応していくことで、市場の利用者の方々から信頼されるより良い自主規制業務の遂行を目指してまいります。

本冊子を通じて、市場関係者の皆さまにおいて当法人の自主規制業務についての理解が深まり、健全な取引所市場の構築に向けての一助になれば幸甚に存じます。

2026年6月
日本取引所自主規制法人 理事長
中島 淳一



I

自主規制法人の概要



1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していくことが必要です。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・透明性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、近年我が国においては資産運用立国の実現に向けた各種取組みが展開され、我が国資本市場に対する国内外の関心が高まる中、市場監視の機能・体制の更なる強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的で調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・透明性・信頼性を担保する、いわば取引所の公共的性格を具現化したものであり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。

2 日本取引所自主規制法人の組織体制

自主規制業務を適切に遂行するためには、公益や投資者保護を主眼に置いた高い次元の自律性と、公正・中立な立場に立って管理運営する組織体制が必要不可欠です。また同時に自主規制業務の遂行にあたっては、市場で起きる様々な事象に対して、迅速かつ的確に対処することが必要とされるとともに、市場の機能や特性を熟知した高い専門性も求められます。そのため、歴史的に自主規制業務は取引所自身が担ってきたところです。他方、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するにつれて、取引所組織として環境変化に柔軟に対応し、より強力に効率性、利便性の向上を推進していくことが益々重要となり、取引所の株式会社化が一般化しました。当グループの東京証券取引所、大阪取引所も上場会社である株式会社日本取引所グループの傘下で運営されています。

こうした中で、自主規制の中立性・実効性と取引所の事業戦略性・収益性の確保という二つの要求に同時に応える方法として、日本取引所グループは、取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を選択しました。つまり、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現するねらいです。加えて、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は過半が外部理事により構成され、意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

具体的な当法人の業務遂行については、取引所と連携して常に必要な情報を共有しますが、当法人が独立して中立的な審査を行い、取引所の名前で行う承認又は処分その他の措置等は、その審査結果に基づき行われます。

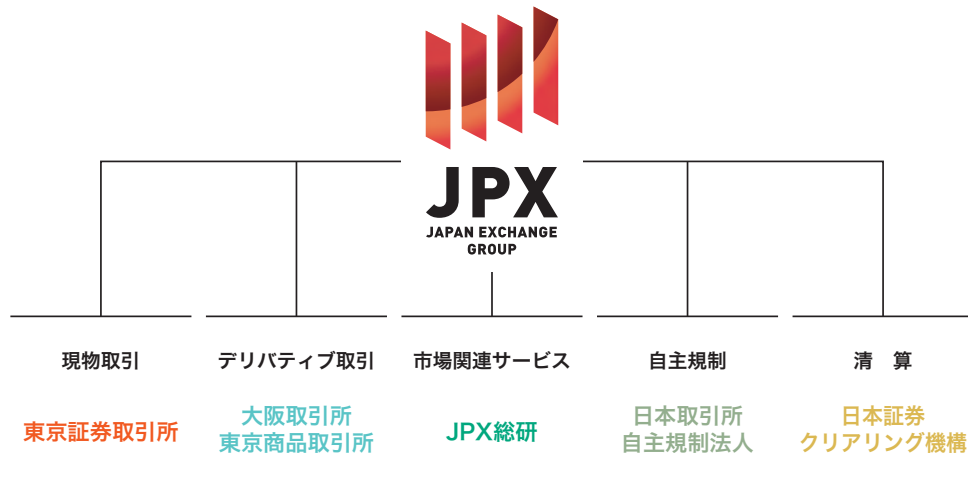
海外に目を向けると、自主規制業務の組織体制は、それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により、様々な形態があり、各国や地域それぞれが固有の組織体制を構築しているといえます。

当法人の組織と業務執行体制は、世界的に見てもユニークな組織形態ですが、市場運営の効率性・利便性の要請と資本市場の公正性・信頼性を確保する要請を、高い専門性を維持しつつ両方を同時に実現するため

の優れた形態であると考えられます。

当法人としては、今後も市場の公正を確保し投資者の皆様にご信頼いただけるよう、市場環境や法体系に即して、引き続き実効性の高い自主規制業務を遂行していきたいと考えています。

■ グループの構成



(注) 当法人は、金融商品取引法に基づく会員組織の法人として設立され、現在、東京証券取引所及び大阪取引所から委託を受け、自主規制業務を行っております。

3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

1 市場の公正性・透明性と信頼性の確保

当法人は、取引所取引の公正性や投資者の保護等を図るための、いわば市場の品質を管理する役割を担っています。

具体的には、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考査」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」を行っています。これらの自主規制に係る業務を通じて、市場の公正性・透明性、並びに信頼を守っています。

2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもって中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

また、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は、その実効性に係る評価を定期的に実施し、実効性の維持・向上を図っています。

3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/outline/about/index.html>



II

市場を取り巻く環境変化及び それに対する取組み



本章では、取引所市場の環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介します。

1 市場・社会環境の変化に即した上場審査の実施

2025年度においては市場区分の見直しに関するフォローアップ会議におけるグロース市場の活性化に向けた議論を踏まえ、上場維持基準の見直しを含めた上場制度の改正が行われました。今般の制度改正では新規上場基準について変更はありませんでしたが、IPOに関与する主要な証券会社、監査法人及び業界団体が参加するIPO連携会議において、グロース市場を真に高い成長を目指す企業が集う市場とするためのグロース市場へのIPOの在り方に関する様々な論点について議論を行い、IPO関係者との意見交換・勉強会や新規上場ガイドブックの改訂等を通じて情報発信を行いました。

また、2025年度においては2024年10月にグロース市場に新規上場した(株)オルツ（以下「オルツ」といいます。）において上場前からの大規模な会計不正が発覚しました。オルツは上場から約半年後の2025年4月に証券取引等監視委員会の強制調査が行われている旨及び第三者委員会による調査の開始を公表し、同年7月には新規上場時に開示した売上高の大半（約8割～9割）が過大計上であったことを認める第三者委員会の調査報告書を公表しました。なお、当該調査報告書の公表を受け、当法人では速やかにオルツの上場廃止を決定し、同年8月にオルツは上場廃止となっております。

当法人は、当該事案の発生を真摯に受け止め、当該事案の検証を行うとともに、2025年10月から翌2026年3月にかけて、IPO連携会議においてIPO関係者と共に再発防止及びIPO市場の信頼確保に向けた議論を行いました。そのうえで、2025年12月に取引所の対応として「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応」を東京証券取引所と連名で公表し^(*)、翌2026年3月には日本公認会計士協会、日本証券業協会それぞれの対応を取りまとめ、両協会と連名で業界一体となった対応策を公表しております。

当該対応策では、オルツにおいて代理店を通じた循環取引が発生していたことを踏まえ、代理店の利用率が高いビジネスモデルにおける実質的な取引先の確認を強化するほか、オルツの上場準備中に監査法人の交代が生じていたことを踏まえ、上場準備期間において監査法人や主幹事証券会社が交代している場合の確認を強化することとしました。また、不正情報の収集・連携強化の観点から内部通報体制の整備状況の確認を強化するとともに、取引所が設置する上場準備会社の不正に係る通報窓口（情報受付窓口）の周知も強化してまいります。あわせて、不正の発生を未然に防止する観点から、上場準備会社の経営陣に対する啓発活動を強化するほか、当法人として不正リスクに関する上場審査能力を向上させる観点から、AIの活用を含め不正リスクに関する情報収集・分析能力の強化に取り組んでまいります。

2026年度においても上記の対応策を着実に実施してまいります。このような取組みを有効に機能させ、かつ上場準備会社の過度な負担を回避するためにはIPO関係者との連携も重要です。関連部門及びIPO関係者との緊密な連携を図り、不正リスクに応じたメリハリのある対応となるよう留意することで、引き続き、市場・社会環境の変化に即した適切な上場審査の実現に向けて取り組んでまいります。

(*) 2025年12月12日公表

新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応

新規上場時の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、以下のとおり、取引所（株式会社東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人）として上場審査機能の質的向上に取り組むとともに、IPO関係者と連携・協力して再発防止に努める。（IPO関係者における取組みについても今後のIPO連携会議で適宜共有予定）

なお、取引所における再発防止策の実行においては、スタートアップ育成の観点も踏まえ、上場準備会社の過度な負担を回避するため、不正リスクに応じたメリハリのある対応となるよう留意する。

1. 不正リスクに応じた上場審査

- 循環取引等の発生リスクを踏まえ、代理店の利用率が高いビジネスモデルにおいては実質的な仕入先・販売先の状況等を確認
※上場申請時の提出書類において主要な実質的な仕入先・販売先の会社概要等の記載項目を追加
※今後も不正リスクの高いビジネスモデルを認識した場合は同様の対応を実施
- 上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認
※該当する新規上場申請会社に対しては、前任者の守秘義務解除などヒアリングを可能とする環境整備を要請
※ヒアリングの実施にあたっては、ヒアリングの内容等を新規上場申請会社に伝達しないなど、前任者に配慮して対応
※後任者の規模・体制、IPOの経験等に応じた審査を実施
※主幹事証券会社の交代や監査法人及び主幹事証券会社の主要な担当者が交代している場合も同様に、取引所でその経緯等を確認

2. 内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化

- 新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況を確認
※経営陣から独立した通報窓口の設置、情報提供者の秘匿や不利益取扱禁止等の社内ルールの整備、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等を確認
- 不正情報の早期受領に向けて、IPO関係者と協力して取引所通報窓口（上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口）の存在について上場準備会社の役職員等に対する周知活動を実施
※上場審査において周知状況を確認
※当該窓口経由で受領した情報を主幹事証券会社及び監査法人に円滑に連携できるよう情報収集の手続きを整備

3. 経営者に向けた啓発活動等

- 上場準備会社の経営幹部に対して誠実性や不正防止の観点も含めて「上場の責任」など啓発活動を強化
- 社外取締役・監査役に対する上場審査時のヒアリングの際に、不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認
※取締役・監査役の就任経緯等について、不正防止体制・運用に対する脆弱性の観点から確認

4. IPO関係者との連携・協力

- IPOに関与する監査法人のすそ野が小規模監査法人まで拡大している状況を踏まえ、日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組みに期待し、取引所としても協力して対応
- 取引所における不正リスクへの対応強化を踏まえた、証券会社の適切な引受審査機能の発揮に向けて日本証券業協会と連携して対応

5. 自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組み

- 本事例の教訓を踏まえて上場審査に関する研修を充実
- IPO関係者・関係機関との連携、業界関係者・専門家からのヒアリング、AIの活用等により、不正リスクに関する情報収集・分析能力を向上
- 自主規制法人内において不正リスクに応じた機動的な情報連携を徹底
- 不正リスクに関する上場審査充実の観点から審査体制を拡充
※引き続き不正リスクに応じて標準審査期間を弾力的に運用

2 上場管理業務の実効性確保と不祥事予防に向けた取組み

2025年度においては、上記のオルツ等に係る実質基準による上場廃止の決定や宣誓書違反による再審査（P26(※)参照）に係る猶予期間入りの決定など、実効性確保措置の対象となる案件について幅広く審査を行いました。これらの審査に基づく措置件数は例年を上回る水準となっております。また、新規上場から間もなく上場前からの不適切な会計処理が発覚した案件や、多くの子会社を有する会社で不正が発覚し、調査が長期化した案件など、従来とは異なる特性を有する案件に対しては、適時適切な措置の実施に向け、個別銘柄の状況に応じた判断を行いました。

宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りについては、2020年の制度導入以降初めての適用事例が起きました。事例の登場を機に、再審査の制度趣旨に沿った運用を確保するため、現行制度と実際の運用を照らし合わせて改めて論点整理を行い、当法人内での運用の整備や規則改正に向けた対応を行いました。

更に、当法人では、不祥事に起因して生じる上場規則違反に対する措置審査に加え、不祥事の未然防止及び早期発見に向けた取組みを継続的に展開しています。2025年3月に市場区分見直しに係る上場維持基準に関する経過措置が終了したことを踏まえ、2025年度は上場維持基準への適合状況も勘案のうえ、品質管理上の懸念が認められる企業については重点的に動向を注視し、市場全体の信頼性向上に努めました。また、新規上場後に上場前からの不適切な会計処理が発覚した案件等を受けて、よりの確な上場会社に関する情報収集と初動対応が可能となる体制整備に努めました。

その他、当法人は2026年1月に「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブックー体系化した再発防止策から学ぶ着眼点ー」を発行しました。同ハンドブックは、過去の措置事例において策定された再発防止策を、不祥事の発生原因や目的に応じて整理し、その要点を紹介することで、上場会社の中長期的な企業価値向上を支える内部統制の強化に役立てていただくことを目的としています。市場・社会環境の変化に即した適切な上場管理の実現に向け、今後も様々な取組みを行ってまいります。

3 市場における違反行為等への対応

2025年度は、取引参加者において国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況（顧客に対する虚偽告知及び誤解表示等）が認められ、2025年6月に東京証券取引所及び大阪取引所による処分が行われました。

審査においては、システムリスク管理態勢、不公正取引の防止に係る売買管理態勢、高速取引行為等を含む注文管理態勢の整備状況等に係る不備事例が複数確認されました。特に、売買管理態勢については、2024年11月の東京証券取引所におけるクロージング・オークション導入に伴う抽出基準の変更対応等が適切に行われていない状況が、複数の取引参加者で認められました。これを踏まえて、2025年6月に東京証券取引所の取引参加者に対して、社内点検の実施を要請しました。また、近年、上場会社に係る公開買付け等の件数が増加している中、取引参加者の当時の役員が業務で知った情報をもとに内部者取引を行った事例が認められています。

その他、取引参加者へのサポート活動として、2025年度は、証券取引等監視委員会等と連携のうえ、取引参加者のコンプライアンス担当者向けに「COMLEC 考査実務者セミナー」を開催し、当法人からは考査事例のほか、デリバティブ取引の見せ玉に係る売買審査の状況やアルゴリズム取引に係る累積リミット設定の状況を紹介しました。また、コンプライアンス業務の経験が少ない担当者向けに基本的な市場関連の法令諸規則等に関する講義を行う「COMLEC 考査カレッジ（基礎プログラム）」や、従来よりも専門性の高いテーマを選定し、対象者を当該テーマに関連する担当者に絞って情報を発信するセミナーなどを新たに実施しました。

4 市場を取り巻く環境変化及び不公正取引の未然防止に向けた対応

インターネット取引サービスにおける不正アクセス・不正取引による被害の発生や、上場会社による資本効率の更なる改善等を目的としたTOB等の急増など、市場を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況への対応の一環として、当法人では、不正アクセス・不正取引に係る対応は喫緊の課題であるとの認識のもと、取引参加者、関係当局と緊密に連携するとともに、JPXグループの関係部署とも協調し、本件に係る売買審査上の諸対応を優先的に進めてまいりました。

増加傾向にある上場会社におけるコーポレート・アクションに係る内部者取引関連調査・審査については、売買審査業務の更なる高度化・効率化等を通じて、適切に処理・遂行できるよう努めてまいりました。

また、長期国債先物取引市場において、重層的な見せ玉形態の発注・取消しによる相場操縦事案が発生したことを踏まえ、取引参加者における市場デリバティブ取引に係る売買管理の実効性向上の観点から、関連ガイドラインを2025年11月に改正しました。

あわせて、当法人では、売買審査関連システムを順次更新することを通じ、売買審査業務の段階的な高度化及び効率化を進めています。2025年度は、2025年9月に相場操縦及び内部者取引審査関連システムを刷新し、大量の取引データに対応可能な性能及び高度な分析機能を実装しました。

市場公正性の維持・向上には、当法人のみならず取引参加者と協調した対応が必要不可欠です。こうした中、取引参加者の売買管理部門における人材育成・確保は、市場公正性を維持・担保するための重要な課題であるとの考えのもと、これを支援するための施策の一環として、取引参加者向けコンプライアンス関連研修プログラムである「COMLEC売買審査カレッジ」において、不正アクセス・不正取引事案を主なテーマとしたセミナーを開催しました。更に、取引参加者の売買審査初任者向けの教材について、2025年度では相場操縦形態を解説する教材を新たに作成・公開しました。

不公正取引の未然防止関連の取組みとしては、2025年度においてもインサイダー取引規制セミナーや専任講師による社内研修講師派遣サービスを継続するとともに、証券取引等監視委員会と合同で、新たに特定の業界団体向けセミナーも開催しました。未然防止関連の取組みについては、今後とも市場を取り巻く環境変化や受講者のニーズなどを踏まえ、コンテンツの継続的な改善を図ってまいります。



III

2025年度の業務の実施状況



本章では、2025年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考査、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

1 上場審査

1 上場審査業務の概要

東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である上場適格性調査に関する報告書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

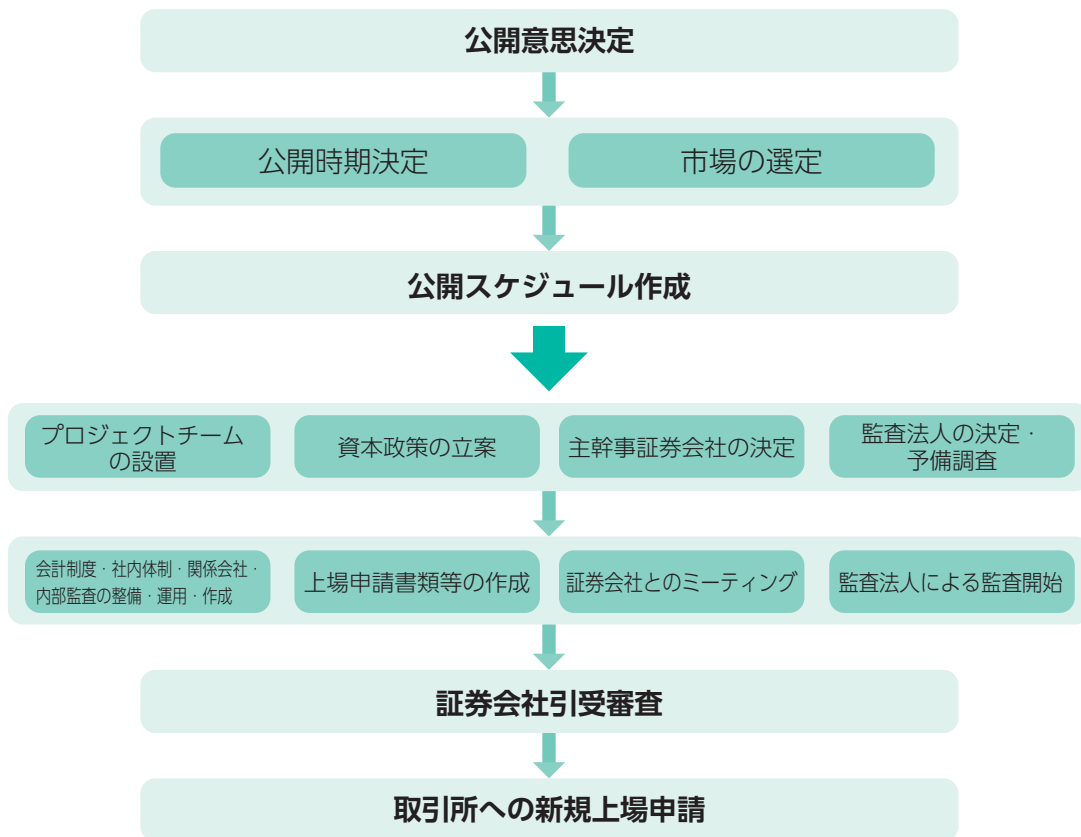
主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。

審査部門は、上場適格性調査に関する報告書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体

■ 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ

◆ 上場準備～上場申請



制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらう見込みがなければ、原則として、上場申請することができません。

以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が上場会社としての適格性に関し、投資者保護の観点から、東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な価格形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

これらの基準への適合状況を確認するため、申請書類の確認、申請会社へのヒアリング、工場や事業所等の実地調査、会計監査人である公認会計士へのヒアリング、社長・監査役及び独立役員との面談等を実施しています。

審査の対象は、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場及びTOKYO PRO Marketへの株券等の新規上場のほか、ETF・ETN、不動産投資信託証券（REIT）・インフラファンド、ベンチャーファンド、TOKYO PRO-BOND Market、優先株等、有価証券オプションの新規上場、市場区分の変更、テクニカル上場（既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場）の規定の適用を受ける上場等です。

詳細は、ホームページをご覧ください

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/eligibility/index.html>

2 上場審査の実施状況

2025年度においては、203銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

（申請日ベース、銘柄）

項目	2025年度	前年度比
上場審査	203	+32

（注）当該銘柄数は、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む）、市場区分の変更審査の申請数の合計を記載

3 上場審査結果の状況

2025年度において、当法人の行った新規上場等に係る審査の結果、新規上場等が行われた銘柄数は下表のとおりです。

新規上場等銘柄数

新規上場		上場市場区分の変更	
		53	
株券	106(6)	グロース市場からプライム市場	4
プライム市場	7 (1)	グロース市場からスタンダード市場	22
スタンダード市場	15 (2)	スタンダード市場からプライム市場	4
グロース市場	34 (2)	プライム市場からスタンダード市場	23
TOKYO PRO Market	50 (1)		
債券等	0		
ETF・ETN	74		
REIT・インフラファンド	2		
優先株等	2		
TOKYO PRO-BOND Market	9		
有価証券オプション	0		

- （注）1. 記載対象は、2025年度内に、新規上場等が行われた銘柄
 2. () 内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄
 3. 各項目の個別銘柄名は、P47「Ⅲ. 6 銘柄一覧・1 新規上場等銘柄」参照

2025年度の株券の新規上場銘柄数は、グロース市場が大幅に減少した一方で、TOKYO PRO Marketが引き続き高水準を維持しております。このような中、当法人では新規公開に係る業界関係者全体のレベルアップを目的として、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、幹事取引参加者や監査法人との間では、上場審査の中で確認された要注意事項例や上場後の不祥事事例などを題材とした意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。また、審査レベルの維持・向上を図ると同時に、環境変化に的確に対応すべく、新規上場ガイドブックの改訂や審査マニュアルの充実等も実施しました。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

項目	件数	前年度比
上場準備会社に係る情報提供	195	+17

2 上場管理

1 上場管理業務の概要

金融商品は取引所金融商品市場に上場することで、日々の売買を通じて広く一般投資者に保有されることとなります。また、取引所金融商品市場において形成された価格は、上場金融商品の公正価値として広く関係者に利用されています。当法人は投資者保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び信頼性確保の観点から、上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などについて、以下の観点から審査を行い、審査結果を東京証券取引所に通知しています。

a 会社情報の適時開示に係る審査

上場会社等による投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な取引所金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識の下、当法人では、その適正性を確保するための審査を行っています。

【適時開示に係る審査のポイント】

- ・開示の時期が適切か否か
- ・開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・その他開示の適正性に欠けていないかどうか

b 企業行動規範に係る審査

上場会社等には、取引所金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、投資者の保護及び市場機能の健全な発揮に配慮し、適切な企業行動をとることが求められています。当法人では、有価証券上場規程に定める企業行動規範の「遵守すべき事項」について、その違反の有無に関する審査を行っています。

c 上場会社等に対する措置

上記の審査において有価証券上場規程への違反等が認められた場合、投資者保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び健全性を確保するため、必要に応じて、特別注意銘柄への指定又は改善報告書の徴求、及び上場契約違約金の徴求又は公表措置の実施（単独又は複数）を決定します。

d 上場廃止等に係る審査

金融商品の取引所金融商品市場への上場の維持には、投資者の保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び健全性を確保する観点から定められた基準（上場廃止基準（※））を継続的に満たすことが求められています。当法人では、有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触していないかどうかに関する審査を行っています。

（※）上場会社は、株主数・流通株式・売買代金・純資産の額など、上場維持基準に適合した状態を継続的に維持することが求められており、上場維持基準への不適合は、上場廃止基準の一つです。上場維持基準に適合していない場合において、適合しない状態となっ

た時から原則として1年内に上場維持基準に適合しなかったときは、上場廃止となります。この他、有価証券報告書等の提出遅延等の上場廃止基準が存在します。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- ・上場会社の適格性の維持

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/compliance/index.html>

当法人は資本市場全体の質的向上の実現を目指し、以下の3つのプリンシプルを公表しています。

- ・「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

- ・「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

- ・「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

2 上場管理の実施状況

2025年度において、当法人の行った会社情報の適時開示、企業行動規範、上場廃止等に係る審査の状況は下表のとおりです。

(審査終了ベース、件)

項目		2025年度	前年度比
1. 会社情報の適時開示に係る審査（注1）		364	+1
2. 企業行動規範に係る審査（注2）		426	+67
3. 上場廃止等に係る審査	形式基準（上場維持基準への不適合）に係る審査（注3）	2	+2
	形式基準（上場維持基準への不適合を除く）に係る審査（注4）	160	+54
	実質基準に係る審査（注5）	3	+2
	実質的存続性に係る審査（注6）	73	▲15

- (注) 1. 不適正な情報開示に係る審査件数
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況に係る審査件数
 3. 株主数や流通株式時価総額などの上場維持基準に適合しない状態となった時から一定期間が経過した時点で行う上場廃止に係る審査の件数
 4. 株式等売渡請求による取得や株式併合などの、上場維持基準への不適合を除く形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 5. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 6. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数

3 上場会社の適格性維持のための審査結果の状況

当法人による審査の結果、上場廃止等その他の措置が行われた銘柄数は、下表のとおりです。2025年度に上場廃止となった株券は137銘柄で、その多くは上場会社による事業再編を背景とした完全子会社化、売渡請求等及び合併による上場廃止（134銘柄）でした。なお、実質的な審査に伴う上場廃止は3銘柄でした。

上場廃止等銘柄数

		(銘柄)
上場廃止		
株券		137
	プライム市場	56
	スタンダード市場	61
	グロース市場	20
有価証券オプション		1
債券等		0
ETF・ETN		3
REIT		0
インフラファンド		0
TOKYO PRO-BOND Market		5
実質的存続性の喪失		0

措置を行った銘柄数

	(銘柄)
特別注意銘柄の指定	5
宣誓書違反による再審査に係る 猶予期間入りの決定	2
改善報告書の徴求	4
上場契約違約金の徴求	7
公表措置	4

(注) 1. 記載対象は、2025年度内に上場廃止等が行われた銘柄のうち、当法人において上場廃止等の審査を行ったもの
2. 各項目の個別銘柄名は、P51「Ⅲ. 6 銘柄一覧・2 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄」参照

当法人では上場廃止の決定に加え、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるとき、改善の実効性確保のための手段として、特別注意銘柄への指定、上場契約違約金の徴求、改善報告書の徴求、公表措置等の措置を実施しております。実質基準による上場廃止を決定した事例は下表のとおりです。

措置事例1

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)オルツ (260A・グロース) 監理銘柄 (審査中) 指定日 2025年7月25日 整理銘柄指定日 2025年7月30日 上場廃止日 2025年8月31日
事案概要	同社では、2021年12月期から2024年12月期までの売上高の大半 (約8割~9割) が過大計上であったこと、同社の経営幹部が関与し2021年6月頃から2025年3月までの間、販売代理店に対して販売したAI GIJIROKUのライセンスについてアカウントの発行の実態を伴わない売上計上をしていたことなどが明らかになりました。
上場廃止理由	同社は、新規上場申請時において、新規上場申請書類の財務諸表等に当該虚偽の情報を記載し、上場承認を得ていたと認められます。また、新規上場申請書類に記載された虚偽の内容は、2021年12月期から2023年12月期までの売上高の大部分に係る極めて重要かつ巨額なものであったと認められます。これは、新規上場申請に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行ったものと認められるため、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。

措置事例2

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)創建エース (1757・スタンダード) 監理銘柄 (審査中) 指定日 2025年6月30日 整理銘柄指定日 2025年8月18日 上場廃止日 2025年9月19日
事案概要	同社が2025年8月7日に提出した過年度の有価証券報告書等の訂正報告書において、2022年3月期から2024年3月期までの連結累計売上高約87億円のうち、架空と認められた売上高約73億円(約84.7%)が取り消しされ、かつ、最終利益が黒字から赤字に転落する期があるなど、投資者の投資判断を大きく誤らせる虚偽記載が認められました。
上場廃止理由	同社においては、2023年6月に当該取引を行った当時の経営陣が退任し、その後問題の取引を中止するなど一定の対応を図っていることが認められます。しかしながら、現在の経営陣の下での経営状況等を考慮しても、同社株式の上場を維持すれば東京証券取引所の金融商品市場に対する投資者の信頼を著しく毀損すると認められることから、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することになりました。

また、上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと認める場合等に上場廃止となる特別注意銘柄に関連する2025年度の措置事例は下表のとおりです。

措置事例3

銘柄名 (コード・市場区分)	ピクセルカンパニーズ(株) (2743・スタンダード) 特別注意銘柄指定日 2025年1月29日 監理銘柄 (審査中) 指定日 2025年11月27日 整理銘柄指定日 2025年12月15日 上場廃止日 2026年1月16日
事案概要	2025年1月に特別注意銘柄へ指定された後、同年11月に、同社において会計監査人から結論不表明の期中レビュー結果を提示されていたにもかかわらず、その事実を開示上明らかにしないまま決算発表を延期したこと、及び、会計監査人辞任の経緯や意見について十分な説明の記載を怠っていたことが判明したため、当法人から早急にその内容について開示を行うよう要請し、開示が行われました。これらのことから、特別注意銘柄に指定されてから10か月が経過するにもかかわらず、適時開示体制等について依然として改善すべき重大な問題が残存していると考えられることから、当法人は、同社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みについて審査を行うこととし、同日付で、同社株式を監理銘柄 (審査中) に指定しました。
上場規則違反の背景	特別注意銘柄の指定後に同社が策定した改善計画に対して、監理銘柄 (審査中) 指定後に実施した書面照会等において確認された以下の状況を踏まえて検討した結果、同社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと認められました。 <ul style="list-style-type: none"> 改善計画において「取締役会の牽制機能強化」を掲げていたが、経営陣は、投資判断に影響を及ぼしうる事実について株主及び投資者に対して積極的に開示すべきところ、取締役会における開示の妥当性の検証が不十分であるにもかかわらず、一連の開示を行い、これらの開示を訂正しており、また、その背景として当法人が指摘するまで会計監査人から取引先における資金の流れと経済合理性についての疑義や結論不表明について開示上説明する必要性を認識していなかったことがあり、経営陣に求められる機能や意識が適切に発揮されたと認められないこと 改善計画において「監査等委員会の監査の質の向上」を掲げていたが、当時の会計監査人から監査等委員会に対して取引に関する疑義が提示されていたにもかかわらず、監査等委員は、決議に対する意思表示に必要な当時の会計監査人とのやり取りの状況等の背景事情について、自ら積極的な情報収集をしないまま、取締役会での決算発表延期の決議に賛成しており、また、決算発表の延期を開示して以降、当時

の会計監査人から開示内容を訂正するよう再三にわたって要請されていたという重要な情報が、全ての監査等委員に共有されておらず、当時の会計監査人から取引に関する疑義を呈された局面でも、一連の開示の判断・実行に至る局面でも、経営の監督が適切に機能したとは認められないこと

- ・改善計画において「リスク・コンプライアンス体制の見直し」を掲げ、リスク・コンプライアンス委員会を新設し、当時の会計監査人が疑義を呈した取引について、同委員会においてその必要性・経済合理性を検討していたが、刷新後の経営陣は、検討が必要となる情報の一部を欠いた状態で付議しており、また、改善計画において「役員体制の見直し」を掲げ、健全な猜疑心と注意義務をもって職務に当たることができる取締役として選任された刷新後の経営陣は、当時の会計監査人からの疑義の提示と調査要請に対して、取引先の協力が得られている限りは同社自身による資料収集で対応可能との認識のもと、調査要請を受けた時点において調査体制を構築しておらず、これらの重要な意思決定の場面等において本来機能しなければならない改善計画について、刷新後の経営陣の元でも不備が認められ、本来発揮すべき効果を発揮していない状況が認められること
- ・同社では改善計画を受けて経営陣が刷新されたが、上記までに記載のとおり、同社は、ガバナンス再構築の根幹にかかわる体制整備に重大な不備が生じている状況にあり、同社が残りの改善期間中に内部管理体制等を適切に整備・運用するためには、経営体制の見直し又はこれに相当する施策の実施といった改善計画の抜本的な見直しが必要であるところ、同社が開示した「リバイバルプランに関するお知らせ」で掲げた再発防止策は、表面的な不備認識と是正対応に終始していること
- ・経営体制の見直しも含めた改善計画の抜本的な見直しを行う場合には相応の期間やリソースが必要と考えられるところ、特別注意銘柄の指定から10か月経過し、改善計画の整備期間が残り2か月を切った現時点において具体的な対応が示されていないことに加え、適正な決算開示に向けて会計監査人選定の目処もたっていないことに鑑みれば、今後の実効性を期待する合理的な理由はないこと

銘柄の状況

同社の改善計画において重大な不備が存在し、内部管理体制等の改善状況に重大な問題があると認められることに加え、特別注意銘柄の指定を継続したとしても、その改善期間において、内部管理体制等の改善が達成される実効的かつ合理的な計画が存在しないと認められることから、同社の内部管理体制等について、現に適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと認め、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。

措置事例4

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)ACCESS(4813・プライム) 特別注意銘柄指定日 2025年8月27日
事案概要	同社の主力事業であるネットワーク事業を担う海外子会社において、同社及び本件子会社の一部の経営陣の関与のもとで、ソフトウェアのライセンス販売に係る売上高の過大計上及び先行計上が行われ、また、本来は費用計上すべきソフトウェアの開発費がソフトウェア資産として過大計上されていたことが明らかになりました。
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・同社及び本件子会社の一部の経営陣の関与により、長期間にわたり複数の不適切会計が行われており、同経営陣の財務報告に対する規範意識に著しい欠如が認められること、また、同社代表取締役においても、本件不適切会計の端緒となり得る情報に触れていながら適切な対応を図っておらず、財務報告に対する意識の低さが認められること ・本件子会社の事業規模の拡大に伴い、本件子会社の内部管理体制の強化が必要であったにもかかわらず、業績の悪化等を理由に適切な対応が見送られてきた結果、本件子会社において本件不適切会計を防止するための有効な内部統制が整備されず、また、本件子会社の役職員においては、上場企業グループの一員であるとの意識が低く、特に財務報告の重要性に対する意識が十分に醸成されてこなかったこと ・同社においても、ネットワーク事業の拡大に伴い本件子会社の重要性が高まってきたにもかかわらず、それに見合う形で本件子会社に対する管理体制の強化が適切に対応されず、同社からの牽制機能が有効に果たせてこなかったこと
銘柄の状況	改善中

措置事例5

銘柄名 (コード・市場区分)	ニデック(株)(6594・プライム) 特別注意銘柄指定日 2025年10月28日
事案概要	同社は2025年6月、イタリア子会社における貿易取引上の問題等についての調査のため有価証券報告書の提出期限を延長した旨の開示を、同年9月に、中国子会社における不適切な会計処理の疑義及び同社やグループ会社において各々の経営陣の関与又は認識の下で資産の評価減の時期を恣意的に検討していた疑義の調査のため第三者委員会を設置した旨の開示を行いました。その後、第三者委員会による調査等は継続中であり、その影響を連結財務諸表等に反映していない状況で有価証券報告書を提出した旨並びに内部統制に重要な不備があった旨の開示を、また、「意見の表明をしない」旨が記載された監査報告書を添付した同有価証券報告書の提出を行いました。
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書について、提出期限を約3か月延長したにもかかわらず「意見の表明をしない」旨が記載された監査報告書を添付して提出しており、過年度決算訂正のおそれも含め、適正な決算内容を開示できていない状態が継続していること ・最初の問題の発覚以降、調査の追加を繰り返す事態となっており、相応の期間が経過した現時点においても第三者委員会の調査等の終了時期が不明なままで、決算スケジュールがいつ頃正常な状態に回復するのかの見通しを投資者に対して示せていないこと ・第三者委員会の調査が完了していない現時点においても、既に全社的な内部統制(情報と伝達)と経理決算プロセスに係る内部統制の不備が検出されており、同社の財務報告に潜在的に重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられることから開示すべき重要な不備に該当すると同社が判断していること
銘柄の状況	改善中

措置事例6

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)トーシンホールディングス (9444・スタンダード) 特別注意銘柄指定日 2025年11月22日
事案概要	<p>同社グループにおいて、移動体通信関連事業の代理店精算（同子会社から代理店への端末販売等の売上高と販売手数料等の支払高との精算）における売上高の過大計上や棚卸資産の過大計上などの不適切な会計処理が全社的に行われていたことが明らかになりました。また、同社が提出した2020年4月期から2024年4月期までの訂正後の有価証券報告書及び四半期報告書並びに2025年4月期の有価証券報告書、訂正後の半期報告書及び四半期決算短信に添付された監査報告書又は期中（四半期）レビュー報告書には、「意見を表明しない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されました。</p>
上場規則違反の背景	<p>同社は2025年2月に過年度の決算内容の訂正（以下「前回訂正」という。）を開示していますが、前回訂正に先立つ第三者委員会による調査において明らかとなった元代表取締役会長の影響力と結果重視の企業風土の存在、会社全体のコンプライアンス意識の不足、取締役会及び監査役会の実効性欠如などに加えて、本件では主に以下の点が原因として認められました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の関与が認められた不適切な会計処理に関しても元代表取締役会長から自らの責任を自覚する発言がみられないなど、上場会社のトップとして要求される倫理観・誠実性を欠いた姿勢及び言動をとる元代表取締役会長の下で、同社グループはガバナンスの機能不全に陥っていたこと ・決算財務報告プロセスに係る内部統制には仕訳の承認統制及び職務分掌に重大な整備・運用上の不備が認められるほか、業務プロセスに係る内部統制についても整備・運用上の不備が散見され、全社的な内部統制においても重大な課題があるなど、内部統制について機能不全に陥っていたこと ・前回調査の実施中及び調査後においても不適切な行為が行われており、前回調査を受けたコンプライアンス意識の改善の姿勢がみられないこと ・意見不表明等に係る期間が6事業年度と長期に及ぶこと ・同社は2025年4月期有価証券報告書の延長後の提出期限までに本件訂正処理の正確性・網羅性について自主的な検証を完了させることができなかったこと ・第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実性を欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元代表取締役会長の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が2025年4月期有価証券報告書の延長後の提出期限までに未了であったこと ・上記の他、第三者委員会の調査報告書においても、同社の内部管理体制やガバナンスについて多岐にわたる問題点が指摘されていること
銘柄の状況	改善中

措置事例7

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)旅工房 (6548・グロース) 特別注意銘柄指定日 2025年11月22日
事案概要	同社では、創業メンバーかつ大株主であって2023年2月に代表取締役社長を辞任した者（以下、「創業社長」という。）以下、複数の元取締役の関与・認識の下で、雇用調整助成金（以下、「雇調金」という。）を不正受給していたことが判明し、また、不正受給した雇調金を営業外収益（助成金収入）として計上するなどの不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業社長は雇調金の申請開始当初から不正受給を認容する姿勢を示し、また、不正受給の可能性を認識した元常勤監査役の2021年6月の指摘後、同年9月時点で不正受給した雇調金の返還は行わない旨を決定するとともに、2022年11月まで不正受給の申請を継続しており、さらに、雇調金の不正受給期間中、管理部門であるコーポレート本部の執行役員であり、創業社長辞任後の2023年2月に後任の代表取締役社長に就任した元社長についても、雇調金の不正受給の可能性を遅くとも2021年4月時点で認識した後、2025年3月に東京労働局からの指摘を受けるまでの間、社長就任後においても実態調査による事実確認の指示やリスク・コンプライアンス委員会や取締役会等への報告・相談等の適切な対応を図らないなど、経営トップが、コンプライアンスやガバナンスを軽視する姿勢を有していたこと ・ 元常勤監査役を含む当時の複数の社外役員は雇調金の返還等に関して、執行側へ一定の指摘等をしてきたものの、その後のフォローアップが不足しており、雇調金の不正受給問題が放置される事態を阻止することができなかったこと ・ 同社のリスク・コンプライアンス委員会では、雇調金の受給開始に際し不正受給等のリスクは検討されることなく、また、コーポレート本部による内部通報の調査過程で不正受給の可能性が把握された際も、不正受給のリスクについて何ら報告や議論がなされないなど、同委員会が機能不全に陥っていたこと ・ コーポレート本部は、十分な勤怠管理が出来ていないなど雇調金の不正受給を未然に防止することができず、また、売上を生み出さない部門として軽視される企業風土がある中で、営業部門に休業日の稼働指示禁止の注意喚起は行っていたもののけん制力が不足しており、さらに、不正受給の可能性認識後においても適切な対処ができていなかったこと
銘柄の状況	改善中

措置事例8

銘柄名 (コード・市場区分)	Abalance(株) (3856・スタンダード) 特別注意銘柄指定日 2026年1月31日
事案概要	<p>同社子会社における有償支給取引の会計処理について疑義が生じたため、同社が当時の監査等委員会による社内調査を実施した結果、会計処理の誤りが判明したとして、同社は2024年3月に過年度決算訂正を行いました。その後、2025年8月に外部機関からの指摘を踏まえ、当時の社内調査等を精査する必要があるとの判断から第三者委員会を設置したところ、当該有償支給取引は不正であったと認定されたほか、同社では、関連当事者取引や子会社の管理体制に不備が存在すること、当法人の照会に対し虚偽の回答を行っていたことが判明しました。これに対し同社は、第三者委員会の調査結果の内容を真摯に受け止める意向を示しつつも、再発防止策の策定に向けて第三者委員会の調査報告書の全文を検証して総括する必要があるとして、検証委員会の設置等を開示しました。このような状況において、同社は2026年1月に、「結論の表明をしない」旨が記載された期中レビュー報告書を添付した半期報告書を提出し、その旨を開示しました。</p>
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・同社においては、グループの売上の大半を海外グループ会社が占めているにもかかわらず、純粋持株会社として海外グループ会社をはじめとするグループ会社における取引について事実関係を十分に把握できる体制を構築できておらず、グループガバナンスに対する意識が不足していること ・2024年3月の過年度決算訂正の原因となった有償支給取引について、当時の監査等委員会による社内調査が、関係者の不十分又は虚偽の回答によって全容の解明に至らないまま終了したこと ・少なくとも社内調査が行われた当時海外事業部門の副室長であった元代表取締役社長兼COOが、有償支給取引の会計処理に不正の可能性を強く認識していたにもかかわらず、代表取締役社長に就任して以降も外部機関から指摘を受けるまで長期間にわたって放置してきた結果、第三者委員会による再調査が必要となり、さらには検証委員会を設置する事態に至ったことで、2024年2月に続いて2026年3月期半期報告書についても提出期限延長を受けたにもかかわらず過年度決算の訂正内容の確定や原因の究明、それらを踏まえた経営責任の明確化ができていないこと ・関連当事者取引に対する役職員の規範意識の欠如を放置してきた結果、関連当事者取引に関する規程等を整備してこなかったほか、関連当事者取引が同社の取締役会の決議事項として上程されていない、又は上程されても関連当事者取引の妥当性・合理性の検討が十分に行われていないなど、関連当事者取引の把握・管理体制に不備があったこと
銘柄の状況	改善中

なお、2025年度における重要な措置事例（特別注意銘柄関連を除く）として、宣誓書違反による再審査（※）に係る猶予期間入りの決定を行った事例は、下表のとおりです。

（※）上場会社が新規上場申請時、市場区分の変更申請時等において、東京証券取引所に提出する書類に関して必要となる内容を漏れなく記載し、かつ、記載した内容はすべて真実である旨の宣誓書を提出したにもかかわらず、提出書類に虚偽の記載を行うなど、宣誓書において宣誓した事項に違反し、新規上場に係る基準、市場区分の変更に係る基準（以下「新規上場基準等」）に適合していなかったと認められた場合において、1年以内に新規上場基準に準じた上場適格性の審査に適合しないとき、上場廃止基準に該当します。

措置事例9

銘柄名 (コード・市場区分)	(株)サンウェルズ (9229・プライム) 宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りの決定日 2025年4月30日
事案概要	<p>同社において、過剰な診療報酬の請求（以下「本件不正」という。）による売上及び利益の過大計上が行われていたことが明らかになりました。</p> <p>また、同社は2022年6月にグロース市場に上場し、2024年7月にプライム市場に市場区分を変更しているところ、同社は東京証券取引所に提出する書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、経営陣が本件不正の発生を認識せず、結果として、申請書類に不実の財務数値の記載等をしたうえで承認を得て、新規上場時及び市場区分の変更時に公募・売出しを行っていたことも明らかになりました。</p> <p>さらに、本件決算訂正により、プライム市場への市場区分の変更審査における形式基準（利益の額）及び実質基準（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性の観点等）を充足しない事案であったことが認められました。</p>
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同社の経営陣は、有価証券報告書において診療報酬の不正請求を事業等のリスクとして掲げながらも、リスク管理意識及び診療報酬の算定ルール等の法令に関する感が低かったことから、不正請求のリスクについて十分な分析・評価を行っておらず、本件不正が自社において起こりうるという認識が希薄だったこと ・ 経営陣の当該リスク認識の希薄さを背景として、訪問看護に関する適切な運用の周知、研修の実施や、訪問看護時間や帯同の有無等に係るチェック体制の構築など、本件不正の未然防止に向けた対応が図られていなかったこと ・ 経営陣は、入居者及び従業員からの問題提起、内部通報、社内調査など、不正請求の実態を認識し得る複数の機会に直面しながら、それぞれにおいて詳細な調査等の適切な対応をとらなかった結果、不正の早期是正の機会を逃すこととなったこと ・ 内部監査が書類の有無等の形式的な確認にとどまっている、内部通報制度が規程どおりに運用されていないなど、不正請求の検知に係る内部統制が機能不全に陥っていたこと
銘柄の状況	宣誓書違反による再審査に係る猶予期間中

措置事例10

銘柄名 (コード・市場区分)	ダイワ通信(株) (7116・スタンダード) 宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りの決定日 2025年6月19日 監理銘柄(確認中) 指定日 2025年12月25日 整理銘柄指定日 2026年2月25日 上場廃止日 2026年3月25日
事案概要	<p>同社マネジメントによる予算達成プレッシャーを受け、同社子会社取締役主導のもと、同社子会社営業部門において売上の先行計上及び過大計上(以下「本件不正」という。)が行われていたことが判明しました。</p> <p>さらに、同社は2022年12月にスタンダード市場に上場しており、東京証券取引所に提出する書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、一部の経営陣は本件不正の存在を認識していながら、法令違反の発生状況等について本件不正を申告せずに上場審査に対応し、上場承認を得ていたことも明らかになり、本件不正の解消に向けた十分な是正措置が行われな限り、スタンダード市場への上場審査における実質基準(コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性の観点)を充足しない事案であったことが認められました。</p>
上場規則違反の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・同社が新規上場申請を行うにあたり、成長事業と位置付けられていたセキュリティ事業に対して、全社的に予算達成のプレッシャーが高まっていたことに加え、全社的な規範意識の欠如が、子会社営業部門による不正に繋がったこと ・子会社の取締役は、同社常務取締役(兼子会社代表取締役)を含めて2名のみであり、この2名は子会社の業務執行において上司・部下の関係であったため、相互の監視・けん制機能が発揮されず、また、同社の取締役会においても、予実数値等に内在する重要なリスク兆候の議論や検証が不十分であったため、取締役相互間のけん制・監視機能が十分に発揮されていなかったこと ・同社取締役管理部長は、本件不正が継続的に行われている状況を認識していたにもかかわらず、解消に向けて十分な是正措置を講じておらず、また同社管理部長は、本件不正の認識後、監査法人からの発見回避行為に関与しており、同社管理部の子会社営業部門に対するけん制機能が発揮されていなかったこと ・同社内部監査担当者は、本件不正の認識後も意図的に同社代表取締役社長に報告を行わず、監査法人からの発見回避行為に関与するなど、機能不全に陥っていたこと
銘柄の状況	<p>同社は2025年6月から宣誓書違反による再審査に係る猶予期間に入りましたが、2025年12月に株式併合に係る議案を株主総会に付議する予定であることを開示しました。2026年3月、同社の株主総会において、特定の者以外の株主の所有するすべての株式の数が1株に満たない端数となる割合で行う株式の併合に係る議案が承認されたため、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。</p>

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、不適正な情報開示をはじめ、上場会社による上場規則の違反等に関し、幅広く私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

2025年度は、新規上場後間もない時期に会計不正が発覚した事例を踏まえ、上場会社の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項をよりの確に収集し、迅速かつ実効的な対応を実施することを目指して、情報提供窓口のフォーム改修を行いました。

提供された情報は前年度比で127件増加し、当法人における追加の調査・検討を経て、上場会社における問題の未然防止・早期是正に活用しました。

(件)

区 分	件 数	前年度比	
上場会社に係る情報提供	情報開示に係る情報提供	204	+61
	上場会社に係るその他情報提供	177	+64
その他	18	+2	
合 計	399	+127	

5 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み

当法人は、会社情報の適時開示や企業行動に関する不適切な行為の発生を未然に防ぐ活動を重要な業務と位置付け、会社情報の適時開示に先立って行われる事前相談において問題点等を指摘するなどして個別に必要な改善を求めているほか、内部管理体制等に懸念のある上場会社との日常的な意見交換や関係諸機関との情報連携に加え、刊行物の発刊や上場会社向けセミナーの開催などの情報発信にも積極的に取り組んでいます。

こうした取組みのうち、2025年度においては、宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りの決定を行った事例が初めて登場したことから、専門誌にて上場審査時における宣誓書違反に対する措置の概要と近時事例に関する寄稿を行うなど、2020年11月に導入された宣誓書違反による再審査制度等に関する周知活動を実施しました。

また、上場会社向けに「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブックー体系化した再発防止策から学ぶ着眼点ー」を発行(※)いたしました。同ハンドブックは、主に措置の対象となった会社が策定した再発防止策を、不祥事が発生した原因や目的ごとに分類し、そのポイントを紹介することによって、上場会社の中長期的な企業価値向上を支える内部統制の強化に役立てていただくことを目的としています。主に、内部統制システムの整備を推進する役員・責任者の方や、社外取締役・監査役の他、管理部門や内部監査部門に所属する方等が、自社の内部統制が十分なものであるかを再点検し、その強化・再構築を検討・実施する際に、活用いただくことを想定しています。また、当法人は、上場会社の役職員だけでなく、今後上場を見据えている会社の関係者や上場会社に助言等を行う法律専門家・会計専門家の方々にも同ハンドブックを活用いただきたいと考えています。更に、同ハンドブックにおいては、各分野における第一人者の方々から不祥事予防に関するコラムをご寄稿いただきました。加えて、当法人が属するJPXグループの各部門からも内部統制上留意いただきたいポイントを解説するコラムを寄稿しています。

同ハンドブックについては各種関係団体のウェブサイトや、専門誌への寄稿等を通じて周知活動を行っています。2026年度も引き続き、幅広い周知・活用に向け周知を行っていく予定です。

(※) 同ハンドブックについてはJPXウェブサイト上で閲覧可能です (以下URL参照)。
<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/handbook/index.html>

3 考査

1 考査業務の概要

投資者が取引所市場において上場有価証券等の売買を行うためには、取引参加者を介して取引所市場に発注を行う必要があります。取引参加者は、取引所市場へのアクセスにおいて市場のゲートキーパーの役割を担っており、取引所として取引参加者の業務の適切性を確保することが重要となります。

当法人では、マーケットに密接した自主規制機関としての特質を最大限に発揮し、以下の4項目を基本方針として取引参加者への考査（検査）を行っています。

a 取引所グループとしての専門性を発揮した考査の実施

当法人は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い考査を実施しています。

b 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、以下を柱としたモニタリングを行っています。

●ターゲットを絞ったモニタリングの実施

複数の取引参加者において同様の不備の存在が懸念される場合や、法令等改正・取引所システム更改への対応状況等について確認する必要があると判断した場合、アンケートやヒアリング、社内点検の実施要請等により、横断的に取引参加者における実態を把握しています。

また、取引参加者の経営体制・財務内容・業務執行体制の変化の状況、不備事案に係る改善状況及びリスクが高いと認められる業務の状況について、考査に加えてアンケートやヒアリング等のモニタリングの手法を積極的に活用し、機動的に確認しています。

●定期的なコミュニケーションの実施

検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等の実態を把握しています。

c リスクベース・アプローチに基づく考査の強化

考査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベース・アプローチの強化を図っています。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、考査とモニタリングの全体最適を図っています。

●リスクに基づく考査先の選定

リスク評価結果に基づき、リスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定しています。

また、より深度ある確認を迅速に行う必要があると判断した場合、前回考査からの経過日数等にかかわらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な考査を実施しています。

● リスクの軽重等に応じた柔軟な考査の実施

リスク評価結果や考査先の業態・個別の状況を踏まえ、考査において焦点を当てるべき項目・テーマを選定しています。また、リスクの軽重等に応じて、柔軟に考査日数・人数を決定するなど、めりはりのある考査を実施しています。

d 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

考査においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合は是正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても、将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進しています。

当法人が実施している考査の種類は、下表のとおり「一般考査」、「フォローアップ考査」、「特別考査」の3つの形態があり、考査の方法としては、「実地考査」、「書類考査」があります。

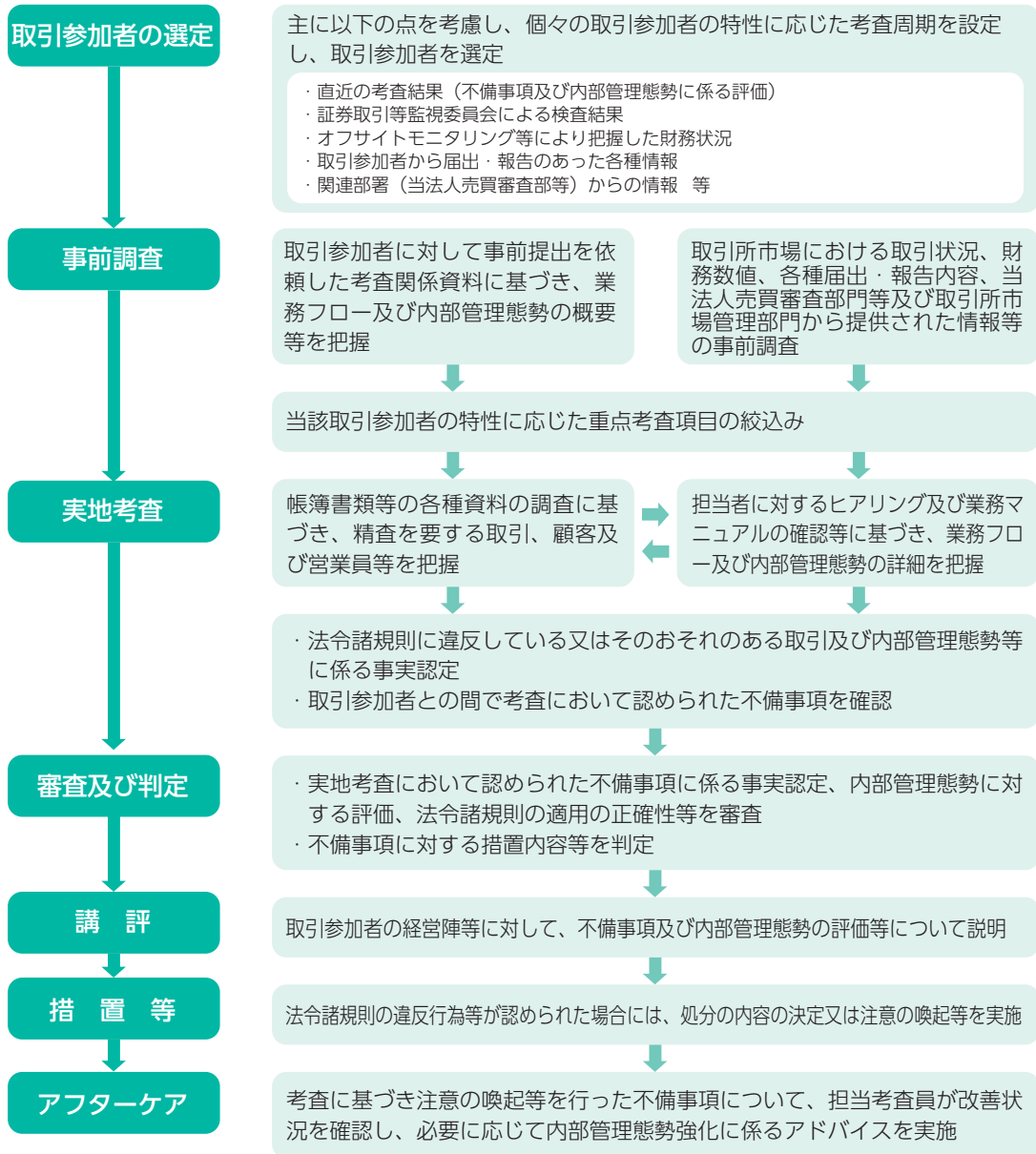
Ⅰ 考査の種類

	特 徴
一般考査	過去の考査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考査からの経過日数等を勘案し、考査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。
共同考査	各地取引所と連携して行う検査です。
フォローアップ考査	考査終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。
特別考査	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。

Ⅰ 考査の方法

	特 徴
実地考査	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考査です。ほとんどの考査はこの方法で行います。
書類考査	考査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店は行わず、提出資料により行う考査です。

■ 考査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/outline/index.html>

2 考査の実施状況

2025年度においては、「不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況」、「システムリスク管理態勢の整備状況」、「高速取引行為等に係る管理態勢の整備状況」を重点考査項目として、取引参加者20社に対して考査を実施しました。

各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、東京証券取引所及び大阪取引所の取引参加者への一般考査の平均臨店日数は11.3日、1社当たり平均考査員数は8.2人となりました。

なお、2025年度の考査においては、対面でのコミュニケーションの重要性に鑑み、実地考査を原則とし、必要に応じてWeb会議ツール等を一部活用して実施しました。

(社)

考査の種類	2023年度	2024年度	2025年度
一般考査	21	24	20
うち合同検査	19	21	18
うち共同考査	8	7	6
フォローアップ考査	0	0	0
特別考査	1	0	0
合 計	22	24	20

3 審査結果の状況

当法人は、取引参加者の審査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して注意の喚起・要請等の措置を行うほか、取引所による処分・勧告の内容の決定を行い、業務の改善を求めています。

2025年度における不備指摘の件数は、以下のとおりです。

a 不備指摘件数

(事案)

不備事項	事案数	
	うち処分、注意の喚起、勧告又は要請	
1. システムリスクに関する管理不備	14 (10)	1 (3)
2. 不公正取引防止に関する不備	5 (3)	0 (1)
3. 誤発注防止に関する管理不備	4 (4)	2 (1)
4. 法人関係情報に関する管理不備	3 (5)	0 (3)
5. 最良執行義務に関する不備	3 (2)	0 (2)
6. 内部管理態勢に係る不備	1 (2)	1 (2)
7. 取引所等への報告事項に関する不備	1 (1)	1 (0)
8. 帳簿書類に関する不備	1 (4)	0 (3)
9. 社内検査・内部監査に関する不備	1 (1)	0 (1)
10. 安定操作取引に関する不備	1 (1)	0 (0)
11. 業務報告書等の記載不備	0 (1)	0 (1)
12. 外務員管理に関する不備	0 (1)	0 (1)
13. 差金決済取引に関する不備	0 (1)	0 (0)
14. その他	3 (3)	3 (3)
合 計	37 (39)	8 (21)

(注) () 内の数字は、前年度の事案数

b 審査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2025年度においては、取引参加者20社に対して審査を行い、うち6社に対して注意の喚起又は要請を行いました。

内 容	事案数	社数
処 分	0	0
勧 告	0	0
注意の喚起	5	4
担当理事による注意	0	0
審査部長による注意	1	1
担当審査員による注意	4	3
要 請	3	3
合 計	8	6

(注) 社数の合計は、複数の措置を受けた取引参加者があるため、計算上の合計とは一致しない。

2025年度の不備事項別の注意喚起等の状況は以下のとおりです。

(事案)

不備事項	処分	注意の喚起			勧告	要請	改善報告書
		担当理事	審査部長	担当審査員			
1. 誤発注防止に関する管理不備			1			1	1
2. 取引所等への報告事項に関する不備				1			
3. システムリスクに関する管理不備						1	
4. 内部管理態勢に係る不備						1	
5. その他				3			
合計			1	4		3	1

(注)「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたもの

4 処分の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2025年度においては、処分の内容は以下のとおりです。

a 審査に基づく処分

2025年度においては、審査の結果に基づく処分はありませんでした。

b 行政処分等に基づく処分

取引参加者名	法令違反等の概要	処分の内容	処分の端緒
立花証券(株)	①国内株式取引の勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ②国内株式取引に係る不適切な投資勧誘行為 ③過当な取引により過度な手数料を負担させている状況 ④内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分な状況	<東京証券取引所> 戒告 <大阪取引所> 戒告 (2025年6月20日)	関東財務局による 行政処分 (2025年4月8日)

※上記事案は、処分にあわせて業務改善報告書の提出を請求

5 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査

当法人では、東京証券取引所及び大阪取引所へ取引資格取得の申請を行った金融商品取引業者等に対する取引資格の取得の承認に関する審査を行っています。2025年度において、審査を要する事案はありませんでした（効力発生日ベース）。

また、取引参加者による一定規模以上の合併等の組織再編行為の承認に関する審査を行っています。2025年度において、取引資格取得及び取引参加者による合併等の組織再編行為はありませんでした（効力発生日ベース）。

6 モニタリング実施状況

モニタリングにおいては、ビジネスモデル及び内部管理態勢の変化等に関する定期ヒアリングのほか、取引参加者からの届出・報告、JPXグループ内での情報連携、各種報道等を踏まえ、機動的にヒアリング等を実施しています。

また、2025年度においては、昨今の考査・処分事案・制度改正等を踏まえた、取引参加者を横断した実態調査を行ったほか、経営体制・財務内容・業務執行体制の変化の状況、不備事案に係る改善状況及びリスクが高いと認められる業務の状況について、必要と認められる取引参加者に対して重点的にモニタリングを行っています。

7 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、取引参加者の法令遵守に関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

区 分	件 数	前年度比
取引参加者に係る情報提供	7	+4
その他	0	±0
合 計	7	+4

8 考査員の考査スキル向上に向けた取組み

当法人では、より深度ある実効的な考査を実施する観点から、考査員の考査スキルの向上のための取組みを実施しています。2025年度においては、全考査員を対象に考査の高度化に関する研修や、金融商品取引法に関する研修を実施したほか、考査員の公認内部監査人（CIA）及び公認情報システム監査人（CISA）等の資格取得を積極的に推進しています。

9 取引参加者へのサポート活動強化に向けた取組み

当法人では、考査において措置には至らなかった場合でも、将来的に不備指摘等につながるおそれのある内部管理態勢等の課題が認められた場合には、問題意識の共有を行い、内部管理態勢の更なる充実が望まれる事項について助言を行っています。

4 売買審査

1 売買審査業務の概要

当法人では、現物市場・デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（インサイダー取引、相場操縦等）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

a 《ステップ1》調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然と思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価の動向が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

b 《ステップ2》調査・審査

取引参加者に対しては委託者の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表に至る経緯等に関する報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされていないかどうかの調査を行い、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行います。

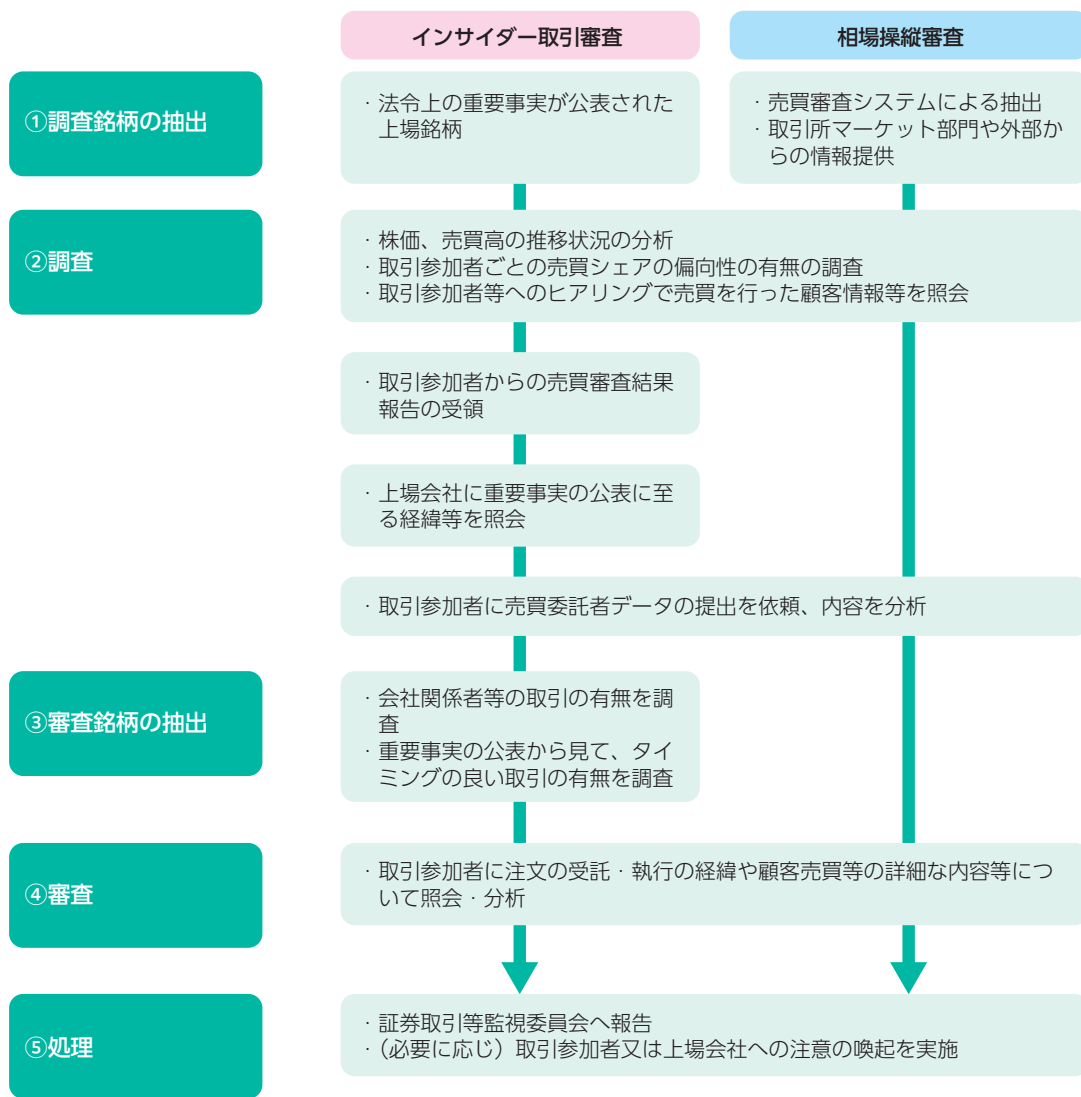
こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対して更に照会を行うなどしたうえで、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

c 《ステップ3》処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、インサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認められた場合や取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、あるいは上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為が認められた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

■ 売買審査のフロー



2 売買審査の実施状況

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して事情聴取を行うなどの調査を行っています。2025年度においては、このような調査の件数は、2,925件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等について事情聴取を行うなどの審査を行っています。2025年度においては、このような審査の件数は、119件となっています。

なお、2025年度における調査・審査件数の内訳は以下のとおりです。

(件)

区 分	調査件数		審査件数		
	2025年度	前年度比	2025年度	前年度比	
イン サイ ダー 取 引	増 資	80	+8	6	▲1
	減 資	22	▲2	0	▲2
	自己株式取得	253	+13	7	+3
	株式分割	56	▲1	0	▲1
	配当異動	409	▲44	5	+2
	合 併	2	+1	0	±0
	業務提携	109	+10	6	▲4
	業務遂行の過程で生じた損害	120	+8	3	+2
	主要株主の異動	6	±0	0	±0
	決算に関する情報	516	▲63	8	±0
	その他重要事実	352	+81	75	+18
	小 計	1,925	+11	110	+17
	相場操縦（株価変動等）	967	▲66	9	▲10
	デリバティブ関係	33	+22	0	▲1
そ の 他	0	±0	0	±0	
合 計	2,925	▲33	119	+6	

(注) 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしていない。

3 売買審査結果の状況

a 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でないと認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2025年度においては、下表のとおり上場会社に対して3件の注意喚起を行いました。

また、当法人は、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検の実施等を求めることとしております。2025年度においては、下表のとおり3件の再点検の実施等を求めました。

この他、インサイダー取引の未然防止体制の充実を促す目的で、上場会社に対して3件の売買実態の説明を行いました。

上場会社に対する注意喚起及び再点検要請の件数

		(件)
上場会社に対する注意喚起		3 (3)
担当理事による注意喚起		0 (0)
売買審査部長による注意喚起		1 (1)
統括課長による注意喚起		2 (2)
上場会社に対する再点検要請		3 (3)

(注) () 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数

b 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2025年度においては、取引参加者に対する注意喚起は認められませんでした。

この他、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくとする将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明（実態説明）を行っています。2025年度においては287件の取引に関して実態説明を行いました。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引に関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

区 分	件 数	前年度比
インサイダー取引	31	+3
相場操縦	397	▲81
銘柄一般情報	0	±0
その他	10	▲4
合 計	438	▲82

5 マーケットの変化に即した売買審査体制の強化

情報処理・情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、機関投資家を中心に投資・運用に係る技術革新が進み、金融商品市場の市場構造にも大きな変化が見られます。その最も特徴的なものがアルゴリズム取引やHFTと呼ばれる取引の出現・拡大です。

当法人では、取引量が増大し、市場環境が複雑化する中でも一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、アルゴリズム取引やHFTについて、より詳細に取引データを分析する環境の構築や不公正取引検知システムの新規開発等、不公正取引形態抽出の強化及びノウハウの蓄積を進めています。

また、AIによる算出結果の継続的な検証や更なる精度向上に向けた取組みを実施し、売買審査業務の一層の効率化・精緻化に役立てています。

6 海外自主規制機関等との連携強化等の取組み

当法人では、海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ（ISG）の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2025年度においても、5月にトロント、9月にクアラルンプールで開催された総会へ出席し、各国の規制当局及び自主規制機関における最近の規制動向及び不公正取引審査事例に関する情報交換、並びに国際的な連携強化に努めました。

また、売買審査の過程において外国の委託者を調査する場合にはISGの加盟機関に対して委託者に関する情報提供を依頼するなど、日常的に情報連携を行っています。

5 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等

当法人のコンプライアンス研修センター「COMLEC」では、不公正取引の未然防止や取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、上場会社及び取引参加者等に対して積極的にコンプライアンス支援活動を行っています。

1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供してまいります。



2 COMLEC等の活動状況

a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

| COMLEC主催セミナー等

開催日	内容
2025年7月29日（東京）	「審査カレッジ」基礎プログラム（49社112名参加） 取引参加者のコンプライアンス人材育成を目的としたセミナーを2025年度より新たに開催し、キャリアの浅いコンプライアンス部門担当者を対象に、基本的な市場周りの法令諸規則について紹介しました。
2025年12月3日（東京） 2025年12月9日（大阪）	「審査実務者セミナー」（東京：74社172名参加、大阪：13社19名参加） 取引参加者のコンプライアンス部門担当者を対象に、当法人から審査事例のほか、デリバティブ売買審査に関する実態調査、クロージング・オークション導入に伴う売買管理上の対応に関する点検要請、アルゴリズム取引の累積リミット等に関する実態調査結果について紹介しました。
2026年2月17日 （オンライン）	「審査実務者テーマ別セミナー（システム開発・運用の外部委託管理）」（20社63名参加） システム開発・運用を海外拠点に委託している取引参加者のシステムリスク管理担当者を対象に、システム開発・運用の外部（海外）委託管理に関する実態調査結果について紹介しました。
2026年3月5日（東京）	「審査実務者テーマ別セミナー（内部監査）」（31社54名参加） 中小規模の取引参加者の内部監査担当者を対象に、内部監査に関する実態調査結果について紹介しました。

b コンプライアンスセミナーの開催・研修講師派遣

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、審査関連の研修においては、取引参加者からの個別の要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2025年度においては、上場会社等に対して延べ198回の研修を実施しました。加えて、上場会社等の管理担当者を対象としたインサイダー取引規制セミナーについて延べ32回実施しました（同内容のセミナー動画の配信は継続）。

各種セミナーの概要等は、ホームページをご覧ください。
<https://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/index.html>

講師派遣実績

取引参加者等	
岡地	東海東京証券
光世証券	SBI証券
大和証券	豊証券
SBIネオトレード証券	JIA証券
名古屋証券取引所	三晃証券
アイザワ証券	

上場会社等	
アイサンテクノロジー	辻・本郷税理士法人
ハンモック	脱炭素化支援機構
オリエンタル白石	アズ企画設計
ティラド	東部ネットワーク
アルフレッサ ホールディングス	日水コン
西松屋	マルマエ
フロンティア・マネジメント	みずほリアルティOne
東洋経済新報社	ダイブ
宝印刷	モルフォ
いい生活	JESCOホールディングス
中国電力	税理士法人トラスト
エイジス	Macbee Planet
コネクティ	福岡リアルティ
ジャフコ グループ	産業革新投資機構
霞ヶ関キャピタル	日比谷総合設備
マイナビ	ウィルズ
キャス・キャピタル	明電舎
ネクシィーズ	トランスファーデータ
うるる	オムロン
フーリハン・ローキー	旭化成
香陵住販	乾汽船
ANRI	東急不動産リート・マネジメント
松井建設	飯野海運
ビックカメラ	GIP
東京共同会計事務所	シンシア監査法人
日本郵船	T&Dアセットマネジメント
ベガコーポレーション	ジオテクノロジーズ
上智大学	ミラティブ
国立印刷局	トーア紡コーポレーション
アールエムトラスト	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント
インフォメティス	日本建設業連合会
協和キリン	井関農機
日本シイエムケイ	ブシロード
東洋炭素	リアルゲイト
Tranzax	ブルドックソース
QUICK	慶應イノベーション・イニシアティブ
NECキャピタルソリューション	いであ
スポーツフィールド	伊藤忠商事
プラスアルファ・コンサルティング	イノバセル
CureApp	ADEKA
関西大学	エブリー
三井住友信託銀行	グローバル・リンク・マネジメント
ランドネット	全国官報販売協同組合
リネットジャパングループ	インテグラル
しんきんアセットマネジメント投信	ワールドフィット
エスネットワークス	九州電力
Veritas In Silico	山崎製パン
ダスキン	海外需要開拓支援機構
中小企業基盤整備機構	グロービング
ENEOS Xplora	シイエヌエス
	ほか

c 刊行物の発刊、eラーニング研修サービス

COMLECでは、金融商品取引に係る法規制の解説や事例紹介などを通じて、上場会社・証券会社等の役員や広く一般投資者の皆様に対して、金融商品取引に関するコンプライアンス関連の知識を習得していただくために、刊行物の発刊やコンプライアンス研修サービスの提供を行っています。

また、COMLECは、上場会社や取引参加者の役員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「eラーニング研修サービス」を提供しています。本サービスは、スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能で遠隔地や多忙な役員などを含め役員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに各企業の研修の担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとしてこれまでに多くの方にご利用いただいています。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

①インサイダー取引規制 eラーニング

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/01.html>

②取引参加者向け eラーニング

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

講座タイトル	対象	学習時間	内容
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～	新入社員を含む社会人全般	20分	「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。 【2023年版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～	主に上場会社、証券会社等の役員	20分	インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。 【2023年版】【英語版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケーススタディ～	主に上場会社、証券会社等の役員	20分	インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。 【2023年版】
実務担当者のための インサイダー取引 未然防止のポイント	主に上場会社の役員や管理部門担当者	15分	インサイダー取引未然防止のため、個人としてはなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～	主に上場投資法人、証券会社等の役員	15分	REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門①	主に証券会社の営業担当者・新入社員等	25分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門②	主に証券会社の営業担当者・新入社員等	20分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。

d 刊行物の発刊

COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i) については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/corporate/learning/resources/index.html>) 等を通じて販売しています。また、ii) 及びiii) については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>) に掲載しています。

刊行物名	概要
i) こんぷらくんのインサイダー取引規制Q&A (金融商品取引法2013年改正対応版)	インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。
ii) 内部者取引防止規程事例集	第2回全国上場会社インサイダー取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。
iii) 第5回全国上場会社インサイダー取引管理 アンケート調査報告書	全国の上場会社等を対象に、インサイダー取引管理及び役職員による自社株売買機会の確保のための取組状況に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた2,261社からの回答を分析して調査報告を取りまとめ、2024年3月各取引所のウェブサイト公表いたしました(全国取引所共同実施)。

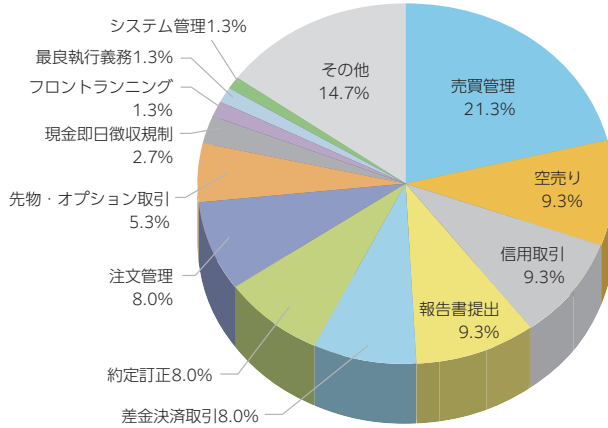
3 上場会社・取引参加者等からの相談受付

審査部では、取引参加者等から証券取引等に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれ相談を受け付け、質問に回答しています。

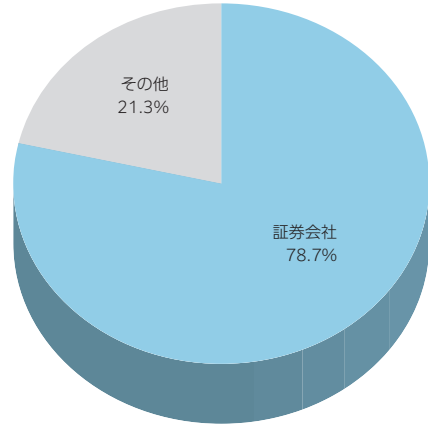
2025年度においては、審査関連で75件、売買審査関連で369件の問合せがありました。相談受付の状況は下表のとおりです。

■ 審査関係

・ 問合せ内容内訳

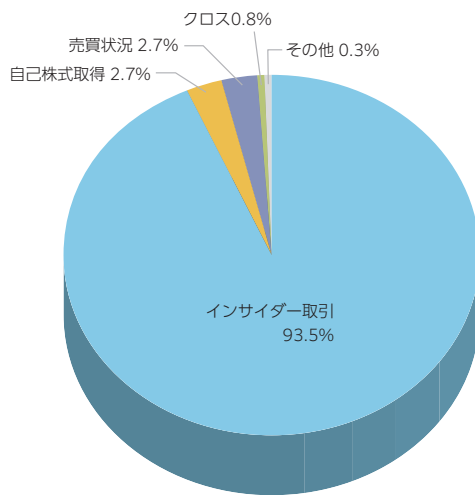


・ 問合せ主体内訳

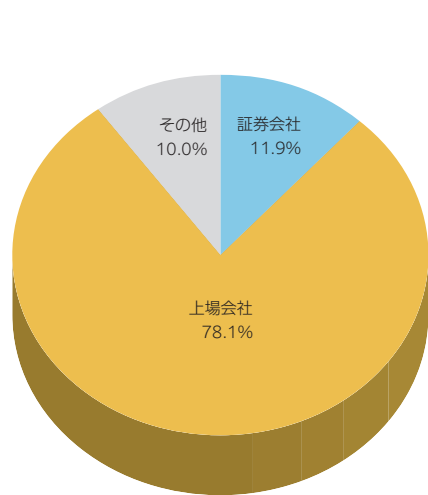


■ 売買審査関係

・ 問合せ内容内訳



・ 問合せ主体内訳



6 銘柄一覧

1 新規上場等銘柄

新規上場

<株券> 106銘柄

(プライム市場) 7銘柄

2025. 6. 25 (株)北里コーポレーション
 9. 25 オリオンビール(株)
 9. 29 ソニーフィナンシャルグループ(株)
 10. 1 (株)ブルーゾーンホールディングス※
 10. 16 テクセンドフォトマスク(株)
 12. 16 NSグループ(株)
 12. 17 (株)SBI新生銀行

(スタンダード市場) 15銘柄

2025. 4. 7 (株)IACEトラベル
 6. 20 伊澤タオル(株)
 6. 24 プリモグローバルホールディングス(株)
 6. 30 (株)レント
 7. 18 (株)みのや
 9. 26 (株)UNICONホールディングス
 10. 1 富士ユナイトホールディングス(株)※
 10. 8 サイプレス・ホールディングス(株)
 10. 15 (株)ライオン事務器
 12. 1 (株)インテリックスホールディングス※
 12. 19 (株)ギミック
 12. 19 辻・本郷ITコンサルティング(株)
 12. 23 テラテクノロジー(株)
 2026. 2. 13 (株)TOブックス
 2. 27 (株)ギークリー

(グロース市場) 34銘柄

2025. 4. 22 デジタルグリッド(株)
 4. 24 (株)LIFE CREATE
 6. 23 ウェルネス・コミュニケーションズ(株)
 6. 26 (株)エータイ
 6. 30 (株)リップス
 7. 4 (株)ヒット
 7. 24 フラー(株)
 8. 13 (株)アクセルスペースホールディングス
 9. 25 GMOコマース(株)
 10. 1 GMO TECHホールディングス(株)※
 10. 3 (株)オーバーラップホールディングス
 10. 6 (株)ムービン・ストラテジック・キャリア

10. 17 ユーソナー(株)
 10. 23 サイバーソリューションズ(株)
 10. 24 (株)インフキュリオン
 11. 4 NE(株)
 11. 5 クラシコ(株)
 11. 21 (株)ノースサンド
 11. 27 HUMAN MADE(株)
 12. 1 BRANU(株)
 12. 1 (株)QPSホールディングス※
 12. 5 (株)FUNDINNO
 12. 12 (株)フィットクルー
 12. 15 (株)AlbaLink
 12. 18 (株)ミラティブ
 12. 19 (株)パワーエックス
 12. 22 (株)スタートライン
 12. 24 (株)フツパー
 12. 24 PRONI(株)
 12. 25 (株)リブ・コンサルティング
 2026. 2. 24 イノバセル(株)
 3. 25 (株)ベーシック
 3. 25 ジェイファーマ(株)
 3. 27 (株)セイワホールディングス

(TOKYO PRO Market) 50銘柄

2025. 4. 4 (株)GROWTH POWER
 4. 18 アクシスITパートナーズ(株)
 4. 18 ナウビレッジ(株)
 5. 23 (株)エフアンドエフ
 5. 23 (株)ゼン・ランド
 5. 23 (株)NEXT STAGE
 5. 26 (株)リビングハウス
 6. 6 (株)エクシオホールディングス
 6. 20 (株)リバイブル
 6. 20 (株)YAKホールディングス
 6. 26 (株)デージーネット
 7. 4 (株)樋口総合研究所
 7. 18 山本通産(株)
 7. 18 八光オートメーション(株)
 7. 18 (株)RitaX
 8. 5 (株)北條組
 8. 6 (株)リアルクオリティ
 9. 11 (株)コヤマ・ミライエ

9.25	日本マリタイムバンク(株)
9.25	(株)ラングローブ
10. 1	環境のミカタホールディングス(株)※
10. 7	クリニファー(株)
10.10	tane CREATIVE(株)
10.15	(株)MJE
10.17	(株)ネクストハンズ
10.21	(株)LOOPPLACE
10.23	(株)ジェイウェイブ
10.23	(株)アクトビ
11.14	(株)東洋コーポレーション
11.18	アイテル(株)
11.21	(株)バリューソフトホールディングス
11.21	(株)ルリアン
11.27	(株)プラン・ドゥ
12.15	(株)ローカル
12.22	(株)ニューズドテック
12.24	(株)JSecurity
12.26	センス・トラスト(株)
2026. 2. 5	(株)プレシャスパートナーズ
2. 5	(株)ベルチャイルド
2.20	シンカナース(株)
2.20	(株)デジタル・ナレッジ
2.27	(株)ハートアップ
3. 5	(株)孫の手
3. 6	(株)ヴァンガードスミス
3.17	NOSE SHOP(株)
3.24	(株)manebi
3.25	(株)田村ビルズグループ
3.26	(株)フリースタイル
3.27	(株)COEL
3.31	IZUMIグループ(株)

(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。

<債券等> 0銘柄

<ETF・ETN> 74銘柄

2025. 4.16	グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF
4.17	iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数
5.12	東証REIT Core ETF
5.29	iFreeETF 英国FTSE100
6.11	NEXT FUNDS S&P 500 配当貴族指数連動型上場投信
6.24	グローバルX S&P500 ETF(ダイナミック・プロテクション)

6.24	グローバルX チャイナテック ETF
6.25	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国国債(7-10年) インデックス (75%為替ヘッジあり) 連動型上場投信
6.25	iFreeETF 米国国債3-5年(為替ヘッジなし)
6.25	iFreeETF 米国国債3-5年(為替ヘッジあり)
6.30	MAXIS S&P500均等ウェイト上場投信
7.18	業界改革厳選ETFテレビ業界
7.18	業界改革厳選ETF地銀
7.18	業界改革厳選ETF REITイベント・ドリブン
7.24	上場インデックスファンド日経平均高配当株50
7.30	iシェアーズ NASDAQ トップ 30 ETF
8.20	グローバルX チャイナテック・トップ10 ETF
9.10	iシェアーズ AI グローバル・イノベーション アクティブ ETF
9.12	iFreeETF キャセイ台湾テックリーダー指数
9.18	NEXT FUNDS TIP FactSet 台湾イノベティブ・テクノロジー50指数連動型上場投信
9.26	グローバルX ゴールド ETF(為替ヘッジあり)
9.26	グローバルX ゴールド ETF
10. 1	ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト (為替ヘッジなし)
10. 7	iFreeETF 日本株配当ローテーション戦略
11. 4	iFreeETF 東証REIT指数 (2・5・8・11月決算型)
11.12	iシェアーズ S&P 500 プレミアムインカム ETF
11.12	iシェアーズ 米国債20年超 プレミアムインカム ETF
11.12	野村高利回りJリート指数ETF
11.13	MAXIS日本株高配当SMART50上場投信
11.19	ステート・ストリート・スパイダー ゴールド ETF(為替ヘッジなし)
11.19	ステート・ストリート・スパイダー ゴールド ETF(為替ヘッジあり)
11.19	ステート・ストリート・スパイダー S&P500® ETF(為替ヘッジなし)
11.19	ステート・ストリート・スパイダー S&P500® ETF(為替ヘッジあり)
11.19	ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETF
11.26	グローバルX 米ドル建て投資適格社債ETF(為替ヘッジあり)

- 11.26 グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF
- 11.26 グローバルX 日経平均株主還元40-日本株式 ETF
- 11.26 グローバルX 防衛テック ETF
- 12. 5 ニッセイETF 日経225インデックス
- 12.17 NEXT FUNDS ユーロ・ストック50指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信
- 12.17 NEXT FUNDS ドイツ株式・DAX(為替ヘッジなし) 連動型上場投信
- 12.17 iシェアーズ 円高フォーカス ETF
- 12.18 東証REIT物流フォーカスETF
- 2026. 1.20 One ETF 日本国債 高クーポン (平均残存10年未満)
- 1.20 One ETF 日本国債 1-3年
- 1.20 One ETF 日本国債 3-7年
- 1.20 One ETF 日本国債 7-10年
- 1.20 One ETF 日本国債 17-20年
- 1.26 インバウンド消費関連 日本株 (ネットリターン)ETN
- 1.26 防衛・航空宇宙 欧州株 (ネットリターン) ETN
- 1.26 ラグジュアリー厳選10 欧州株 (ネットリターン)ETN
- 1.28 iシェアーズ S&P 500 除く金融 ETF(為替ヘッジあり)
- 1.29 グローバルX 超短期円建て債券 ETF
- 2.26 グローバルX ステータブルコイン&トークンビジネス ETF (除く日本)
- 2.26 グローバルX 防衛テック-日本株式 ETF
- 3. 3 iFreeETF 米ドル・ブル (1倍)
- 3. 3 iFreeETF 米ドル・ベア (1倍)
- 3. 3 NEXT FUNDS FTSE日本株高配当キャッシュフロー50指数連動型上場投信
- 3.11 iFreeETF FANG+ゴールド
- 3.11 JPXスタートアップ急成長100ETF
- 3.13 iシェアーズ 高格付け日本円社債 ETF
- 3.18 上場インデックスファンド日経銀行株トップ10
- 3.19 NZAM 上場投信 東証REIT指数 (2・5・8・11月決算型)
- 3.19 NZAM 上場投信 日経平均高配当株50
- 3.19 NZAM 上場投信 TOPIX高配当40
- 3.19 NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジなし)
- 3.19 NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジなし)
- 3.19 NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジなし)

- 3.19 NZAM 上場投信 先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) (為替ヘッジなし)
- 3.19 NZAM 上場投信 全世界株式 (MSCI ACWI) (為替ヘッジなし)
- 3.19 NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジなし)
- 3.19 NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし)
- 3.24 One ETF TOPIX高配当株ブロード指数
- 3.31 MAXIS米国AIインフラ株上場投信

<REIT・インフラファンド> 2銘柄

- 2025. 8.13 霞ヶ関ホテルリート投資法人 投資証券
- 2026. 3.10 グリーンライト・再エネインフラ投資法人 投資証券

<優先株等> 2銘柄

- 2025.10. 2 (株)ゼンショーホールディングス第1回社債型種類株式
- 12.15 ANAホールディングス(株)第1回社債型種類株式

<有価証券オプション> 0銘柄

<TOKYO PRO-BOND Market> 9銘柄

- (プログラム上場) 0銘柄
- (プログラム情報に基づく個別債券) 9銘柄
- 2025. 4. 3 Japan Finance Organization for Municipalities Series 108 U. S. \$1,000,000,000 4. 375 per cent. Notes due 2030
- 5. 8 The Metropolis of Tokyo U. S. \$500,000,000 4. 250 per cent. Bonds due 2030
- 7.31 Japan Finance Organization for Municipalities Series 109 U. S. \$750,000,000 4. 125 per cent. Notes due 2030
- 8.21 第83回国際協力機構債券
- 8.21 第84回国際協力機構債券
- 10.29 The Metropolis of Tokyo EUR300,000,000 2. 625 per cent. Bonds due 2030
- 11.28 第85回国際協力機構債券
- 11.28 第86回国際協力機構債券
- 2026. 1.19 Japan Finance Organization for Municipalities Series 110 EUR750,000,000 2. 750 per cent. Notes due 2031

(プログラム情報に基づかない個別債券) 0銘柄

上場市場区分の変更 53銘柄

<グロース市場からプライム市場> 4銘柄

2025. 6. 5 GMOフィナンシャルゲート(株)
 6.24 (株)アズーム
 7.25 ライフネット生命保険(株)
 12. 4 弁護士ドットコム(株)

<グロース市場からスタンダード市場> 22銘柄

2025. 5.14 (株)ジェイテック
 5.16 トラストホールディングス(株)
 7. 1 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)
 8.21 (株)イルグルム
 11.21 (株)ブランジスタ
 12. 2 シリコンスタジオ(株)
 12. 5 (株)エーアイ
 12.26 ソフトマックス(株)
 12.29 ピクスタ(株)
 12.29 (株)トライアイズ
 2026. 1. 6 地盤ネットホールディングス(株)
 1.28 (株)セキュアヴェイル
 1.30 GreenBee(株)
 2. 2 (株)ハウテレビジョン
 2. 6 (株)ASJ
 2. 6 クラスタテクノロジー(株)
 2. 6 (株)CRI・ミドルウェア
 2. 6 (株)フーバーブレイン
 2.19 (株)トランスジェニックグループ
 3. 4 (株)富士山マガジンサービス
 3.23 (株)ビーブレイクシステムズ
 3.24 (株)地域新聞社

<スタンダード市場からプライム市場> 4銘柄

2025. 9. 3 日本ビジネスシステムズ(株)
 10.15 フィットイージー(株)
 10.29 Japan Eyewear Holdings(株)
 2026. 2.27 (株)ハーモニック・ドライブ・システムズ

<プライム市場からスタンダード市場> 23銘柄

2025. 5.26 (株)PEGASUS
 6.13 (株)駒井ハルテック
 7.30 (株)ファイバーゲート
 7.31 (株)アクシージア
 8.13 (株)ジェイテックコーポレーション
 9.18 (株)エンビプロ・ホールディングス

9.24 人・夢・技術グループ(株)

11. 7 日進工具(株)

11.12 (株)ぐるなび

11.28 (株)エノモト

12.19 (株)アドウェイズ

12.24 東邦アセチレン(株)

2026. 1.14 (株)ダイレクトマーケティングミックス

1.21 (株)クロス・マーケティンググループ

1.30 空港施設(株)

2. 5 (株)Ubicomホールディングス

2.27 (株)マーケットエンタープライズ

3.24 (株)アイ・アールジャパンホールディングス

3.24 (株)イノベーションホールディングス

3.24 セルソース(株)

3.25 (株)オープンドア

3.30 (株)タカミヤ

3.31 (株)シード

2 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄

上場廃止

<株券> 137銘柄

(プライム市場) 56銘柄

2025. 4. 23 山陽特殊製鋼(株)
 4. 23 西本Wismettacホールディングス(株)
 5. 12 (株)アイロムグループ
 5. 13 ID&Eホールディングス(株)
 5. 16 富士ソフト(株)
 5. 29 (株)シーアールイー
 6. 6 新光電気工業(株)
 6. 16 (株)プロトコーポレーション
 6. 17 (株)マクロミル
 6. 19 トナミホールディングス(株)
 6. 27 イオンモール(株)
 7. 9 内外トランスライン(株)
 7. 17 イオンディライト(株)
 7. 17 (株)ジャムコ
 8. 18 天馬(株)
 8. 19 (株)富士通ゼネラル
 8. 28 BEENOS(株)
 8. 28 鳥居薬品(株)
 9. 26 (株)NTTデータグループ
 9. 29 (株)ヤオコー
 9. 29 (株)IMAGICA GROUP
 9. 29 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン
 10. 10 日本道路(株)
 10. 14 (株)フジ・コーポレーション
 10. 15 (株)日新
 10. 17 メドピア(株)
 11. 4 日本コンセプト(株)
 11. 21 (株)DDグループ
 11. 27 ウエルシアホールディングス(株)
 12. 2 (株)トプコン
 12. 8 (株)CARTA HOLDINGS
 12. 9 テクノプロ・ホールディングス(株)
 12. 16 東洋建設(株)
 12. 19 三井住友建設(株)
 12. 19 日本調剤(株)
 12. 22 古河電池(株)
 12. 23 (株)ケアネット
 2026. 1. 20 富士石油(株)
 1. 29 住友理工(株)
 2. 5 パラマウントベッドホールディングス(株)
 2. 26 (株)アイネット
 3. 3 住友電設(株)

3. 12 SCSK(株)
 3. 13 セントケア・ホールディング(株)
 3. 13 スター精密(株)
 3. 17 (株)ブレインパッド
 3. 19 (株)デジタルホールディングス
 3. 23 フジテック(株)
 3. 30 (株)ランドコンピュータ
 3. 30 (株)東邦システムサイエンス
 3. 30 日精樹脂工業(株)
 3. 30 日野自動車(株)
 3. 30 佐鳥電機(株)
 3. 30 萩原電気ホールディングス(株)
 3. 30 アイフル(株)
 3. 30 黒崎播磨(株)

(スタンダード市場) 61銘柄

2025. 4. 25 (株)アスコット
 4. 30 (株)テクノスジャパン
 5. 9 (株)スパンクリートコーポレーション
 5. 14 川本産業(株)
 5. 14 CBグループマネジメント(株)
 5. 26 (株)シンニッタン
 5. 28 ジーエフシー(株)
 6. 2 東洋精糖(株)
 6. 9 浜井産業(株)
 6. 13 (株)ナカヨ
 6. 17 東都水産(株)
 6. 19 (株)DNAチップ研究所
 6. 20 (株)Eストアー
 7. 11 (株)ウッドフレンズ
 7. 28 (株)インプレスホールディングス
 8. 18 (株)サンオータス
 8. 20 (株)トラスト
 8. 28 (株)エンチャー
 9. 4 (株)ウィザス
 9. 19 (株)創建エース※
 9. 25 住信SBIネット銀行(株)
 9. 26 三菱食品(株)
 9. 29 (株)エージーピー
 9. 29 富士興産(株)
 9. 29 (株)デザインワン・ジャパン
 9. 29 (株)ナルミヤ・インターナショナル
 10. 14 中野冷機(株)
 10. 16 協栄産業(株)
 10. 30 アヲハタ(株)

10.30 (株)ザッパラス
 11. 5 桂川電機(株)
 11.17 鈹研工業(株)
 11.20 日本アンテナ(株)
 11.26 パシフィックシステム(株)
 11.27 (株)インテリックス
 11.28 コーアツ工業(株)
 12.15 (株)歯愛メディカル
 12.19 (株)ダイセキ環境ソリューション
 12.19 TAC(株)
 12.29 大同工業(株)
 2026. 1. 5 (株)スーパーバリュー
 1. 8 (株)東京個別指導学院
 1.13 (株)芝浦電子
 1.14 (株)FCホールディングス
 1.16 ピクセルカンパニーズ(株)※
 1.27 フロイント産業(株)
 1.28 (株)田中化学研究所
 1.29 こころネット(株)
 1.29 日本高周波鋼業(株)
 2.16 札幌臨床検査センター(株)
 2.26 芦森工業(株)
 2.26 (株)ライトオン
 3. 6 ヤスハラケミカル(株)
 3.23 (株)ニューテック
 3.24 杉田エース(株)
 3.25 ダイワ通信(株)
 3.27 トーイン(株)
 3.27 サンユー建設(株)
 3.30 TOYOイノベックス(株)
 3.30 (株)パリミキホールディングス
 3.30 (株)エスクリ

(グロース市場) 20銘柄
 2025. 5.29 テックポイント・インク
 6.11 (株)カオナビ
 6.16 ジャパンワランティサポート(株)
 6.17 エコナビスタ(株)
 7. 2 (株)WACUL
 7.28 (株)ライトワークス
 7.30 Unipos(株)
 8.31 (株)オルツ※
 9. 6 (株)アルファクス・フード・システム
 9.19 (株)サーキュレーション
 9.19 (株)LeTech
 9.24 (株)トライト
 9.29 GMO TECH(株)

11. 6 (株)アイデミー
 11.27 (株)QPS研究所
 11.27 SBIレオスひふみ(株)
 12.12 (株)ドラフト
 2026. 1.14 レジル(株)
 2.25 アウトルックコンサルティング(株)
 3.23 シルバーエッグ・テクノロジー(株)

(注1) 銘柄名に※を付している銘柄は、実質的な審査を伴う
 上場廃止銘柄。

(TOKYO PRO Market)

該当なし

<有価証券オプション> 1銘柄

2025. 9.26 (株)NTTデータグループ

<債券等>

該当なし

<ETF・ETN> 3銘柄

2025. 6. 9 NEXT FUNDS SolactiveジャパンESGコア
 ア指数連動型上場投信

11. 7 NEXT FUNDS S&P 500スコアリング&
 スクリーニング指数連動型上場投信

11.16 NEXT FUNDS S&P米国株式・債券バラ
 ンス保守型指数(為替ヘッジあり)連動
 型上場投信

<REIT>

該当なし

<インフラファンド>

該当なし

<TOKYO PRO-BOND Market> 5銘柄

2025. 5.16 Japan Finance Organization for Mu-
 nicipalities Series 73 U.
 S.\$1,500,000,000 1.000 per cent.
 Notes due 2025

6.11 The Metropolis of Tokyo
 U.S.\$500,000,000 3.375 per cent.
 Bonds due 2025

7.11 The Metropolis of Tokyo
 U.S.\$1,500,000,000 0.750 per cent.
 Bonds due 2025

8.28 Japan Finance Organization for Mu-
 nicipalities Series 77 U.

\$1,500,000,000 0.625 per cent.

Notes due 2025

2026. 2.17 ヤンマーホールディングス(株)第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付・特定投資家限定)

実質的存続性の喪失

該当なし

《措置を行った銘柄》

特別注意銘柄の指定 5銘柄

2025. 8.27 (株)ACCESS
 10.28 ニデック(株)
 11.22 (株)旅工房
 11.22 (株)トーシンホールディングス
 2026. 1.31 Abalance(株)

宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りの決定 2銘柄

2025. 4.30 (株)サンウェルズ
 6.19 ダイワ通信(株)

改善報告書の徴求 4銘柄

2025. 4.15 (株)トーシンホールディングス
 5.23 (株)アドバンスクリエイト
 9.19 (株)フィスコ
 10.10 河西工業(株)

上場契約違約金の徴求 7銘柄

2025. 4.30 (株)サンウェルズ
 5.23 (株)アドバンスクリエイト
 6.19 ダイワ通信(株)
 8.26 (株)ACCESS
 11.21 (株)旅工房
 11.21 (株)トーシンホールディングス
 2026. 1.30 Abalance(株)

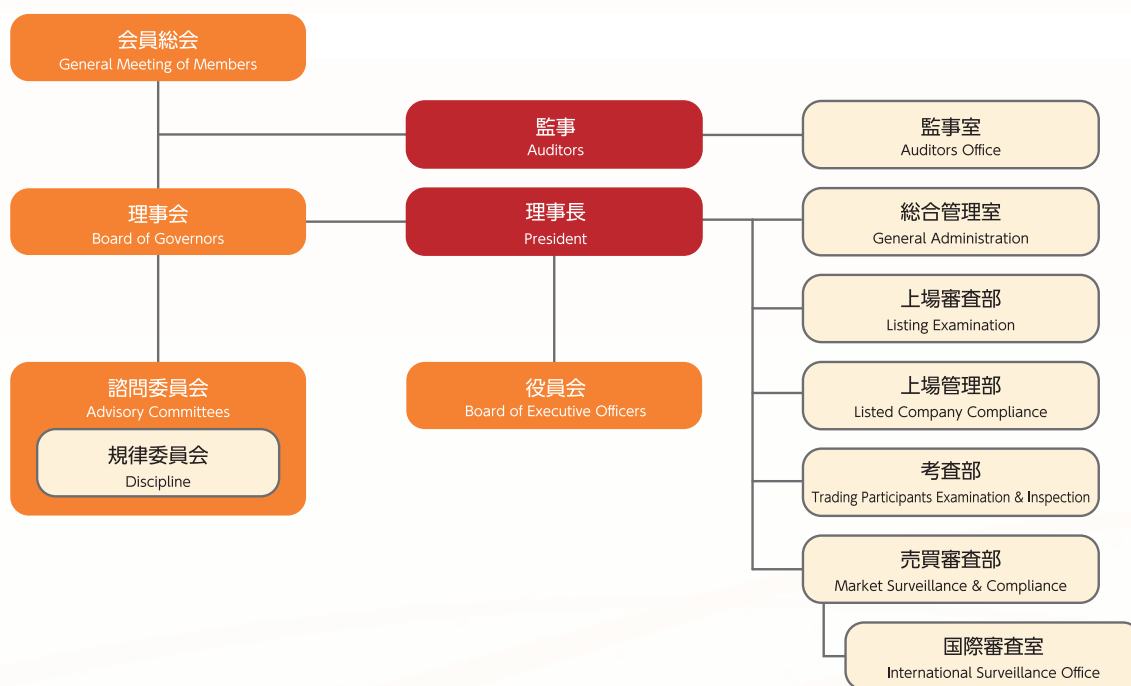
公表措置 4銘柄

2025. 4.15 (株)トーシンホールディングス
 9.19 (株)フィスコ
 10.10 河西工業(株)
 11.26 (株)エス・サイエンス

法人概要

名称	日本取引所自主規制法人
英訳名	Japan Exchange Regulation
所在地	〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2-1
代表番号	03-3666-0431
代表者	理事長 中島 淳一
設立	2007年10月17日（業務開始日 2007年11月1日）
基本金	30億円
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委託金融商品取引所より委託を受けた自主規制業務 ・上記に附帯する業務

組織図



沿革

2007/10/17	東京証券取引所自主規制法人の設立
2007/11/01	自主規制業務の開始（東京証券取引所から自主規制業務を受託）
2013/01/01	日本取引所グループの発足
2013/07/16	大阪証券取引所の自主規制機能を東京証券取引所自主規制法人に統合
2014/04/01	東京証券取引所自主規制法人を日本取引所自主規制法人に名称変更
2015/09/01	売買審査部にクロスボーダー取引の監視体制の強化を目的とした「国際審査室」を設置

JPX自主規制法人の年次報告 2026

編集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2026年6月19日発行

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印刷：勝美印刷株式会社

Copyright©2026 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。

この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えます。

JPX-R Annual Report 2026

お問い合わせは

03-3666-0431

(代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

<https://www.jpx.co.jp/>

日本取引所グループ

